

**第2期坂井市
子ども・子育て支援事業計画
(素案)**

令和2年度～令和6年度

令和2年 3月 ○日

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による坂井市の状況.....	3
2 アンケート調査の結果概要.....	10
3 第 1 期計画の量の見込みと進捗.....	26
第 3 章 計画の基本的な考え方	30
1 子ども・子育ての基本理念.....	30
2 基本的視点.....	31
3 施策の体系.....	32

第 2 部 各論

第 4 章 基本施策の展開	34
1 子どもが笑顔で育つまち.....	34
2 家庭が笑顔で育つまち.....	43
3 地域が笑顔で育つまち.....	55
第 5 章 量の見込み及び確保の内容	60
1 教育・保育提供区域の設定.....	60
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容.....	60
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	62
第 6 章 推進体制	70
1 計画の推進に向けて.....	70
2 計画の評価・検証.....	70

第3部 資料編

1 坂井市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査実施概要	72
--------------------------------------	----

第1部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性の働き方の多様化など、家庭や地域の子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、国においては、子どもや子育てをめぐる様々な問題に対応すべく平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、それに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に施行されました。

あらたな制度においては、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本とし、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

坂井市においても、「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援を目指して、平成 27 年 3 月に「坂井市子ども・子育て支援事業計画※」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に対する様々な施策を推進してきました。

また、平成 29 年度には基本施策を追加するとともに、量の見込みと確保の内容について中間見直しを実施しました。

その後も、全国的に子ども・子育てをめぐる環境は変化しており、国による「人づくり革命」の柱となる「幼児教育・保育の無償化」や待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」が策定されています。

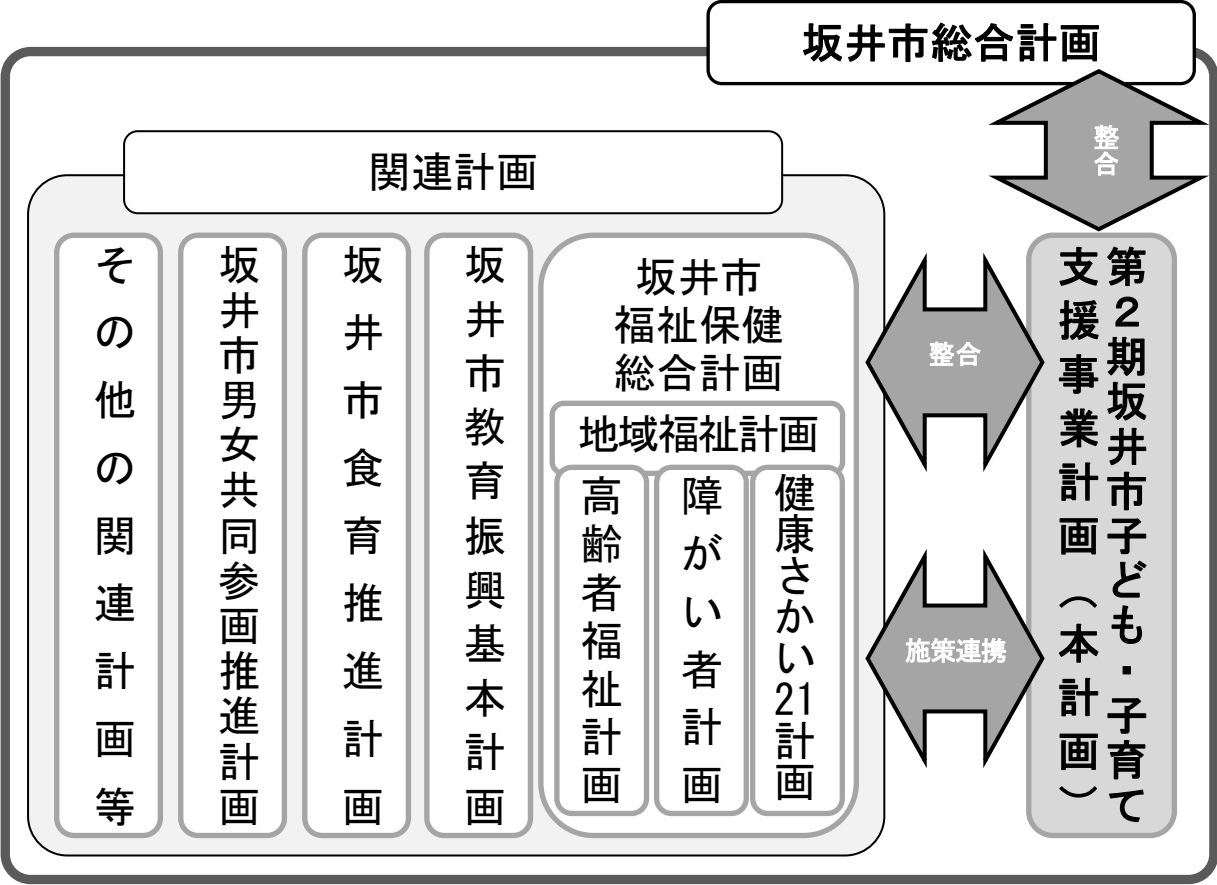
さらに、子どもの貧困対策においては、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年に改正され、努力義務とされていた市町村における子どもの貧困対策の計画について、子ども・子育て支援事業計画等との一体的な策定が可能になるなど、子ども・子育てに関する支援対策はますます加速しています。

このような状況を踏まえ坂井市では、平成 31 年度に終期を迎えた「第 1 期計画」を検証するとともに、社会の潮流を見極めながら、より子どもや子育て家庭に寄り添った子ども・子育て支援事業を推進していくために「第 2 期坂井市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

※「坂井市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づいた、平成 27 年度から 5 年間で 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」と「坂井市次世代育成支援行動計画」を踏まえ一体的に推進する事業計画です。

2 計画の位置づけ

本計画は、「坂井市総合計画」を上位計画とし、坂井市の関連計画との連携・整合性を図り策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

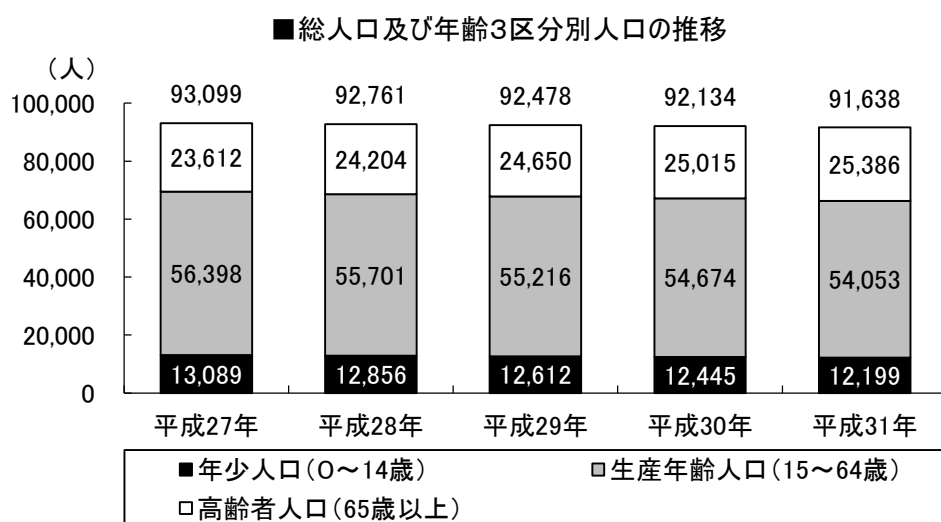
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
坂井市 子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）					第2期坂井市 子ども・子育て支援事業計画（本計画）				

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

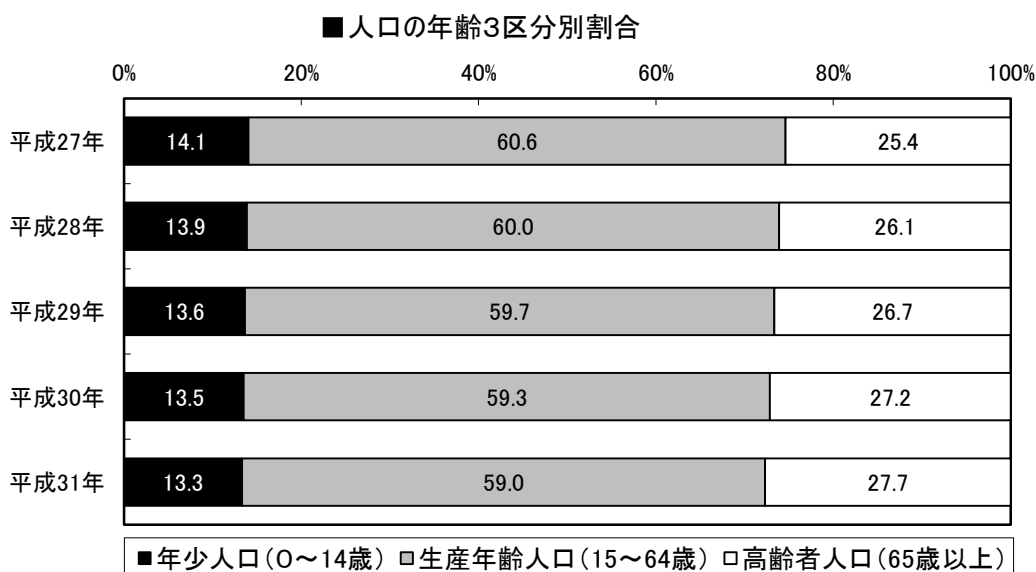
1 統計による坂井市の状況

(1) 人口の状況

人口の推移をみると、総人口は平成27年以降、減少を続けています。年齢3区分別割合をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合はともに平成27年より減少傾向となっており、平成31年には年少人口割合は13.3%、生産年齢人口割合は59.0%と6割を下回っています。一方、高齢者人口割合は年々増加しており、平成31年には27.7%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※「%」は、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、それぞれの項目の合計値が100.0%にならない場合があります。本計画書のすべてのグラフや表についても同様です。

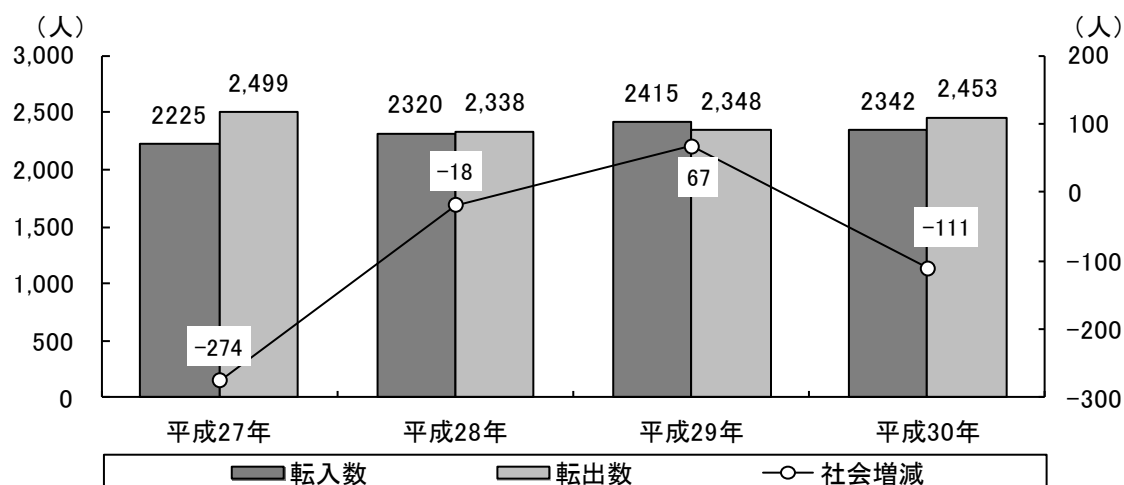
(2) 人口動態

社会動態の推移をみると、転入数は平成27年から平成29年までは、増加傾向となっていました。転出数は増減を繰り返しており、社会増減数では、平成29年は転入数が転出数を上回っているものの、それ以外の年には、転出数が転入数を上回っています。

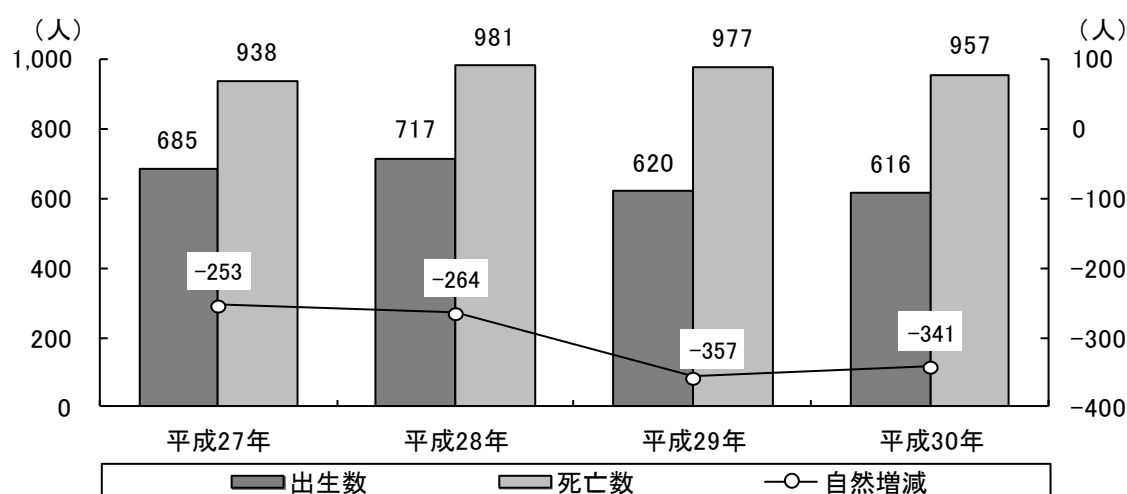
自然動態の推移をみると、出生数は平成27年・平成28年は700人前後となっていました。平成29年以降は約600人と減少しています。死亡数は950人前後で増減しており、自然増減数では、死亡数が出生数を上回っています。

社会動態、自然動態ともに、概ね人口は減少傾向となっています。

■社会動態の推移



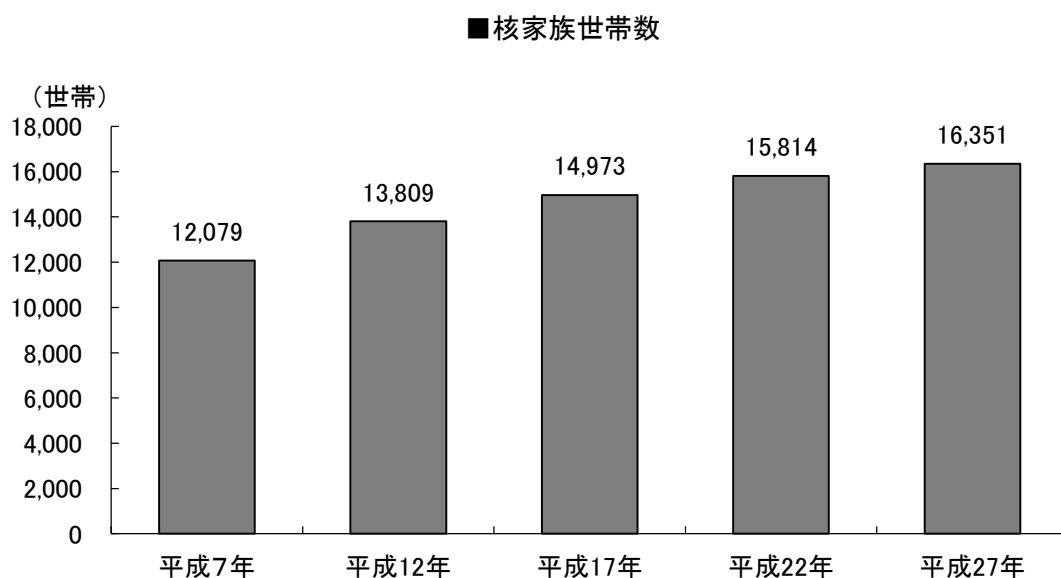
■自然動態の推移



資料：福井県の推計人口

(3) 世帯の状況

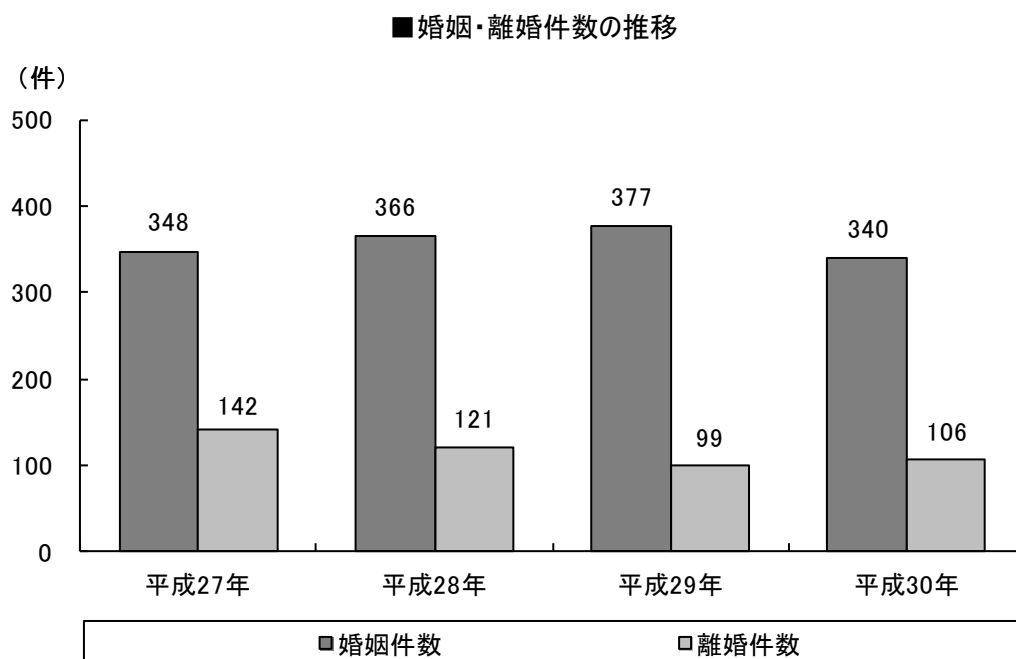
核家族世帯数の推移をみると、過去 20 年間で約 1.35 倍に増加しているものの、増加率は減少傾向となっています。



資料: 国勢調査(平成 27 年)

(4) 婚姻の状況

婚姻件数は毎年 350 件前後を推移しています。離婚件数は平成 27 年から平成 29 年にかけて減少し、その後横ばいに推移しています。

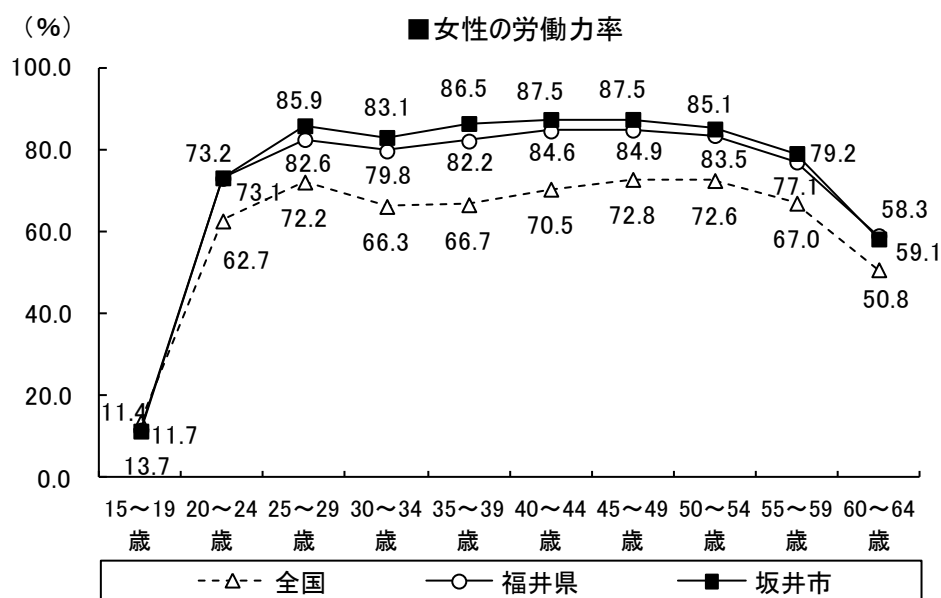


資料: 市民生活課

(5) 女性の就労の状況

女性の労働力率をみると、20～59 歳までの年代においては、全国と福井県を上回っており、なかでも 25～54 歳では、8 割台半ばと高くなっています。

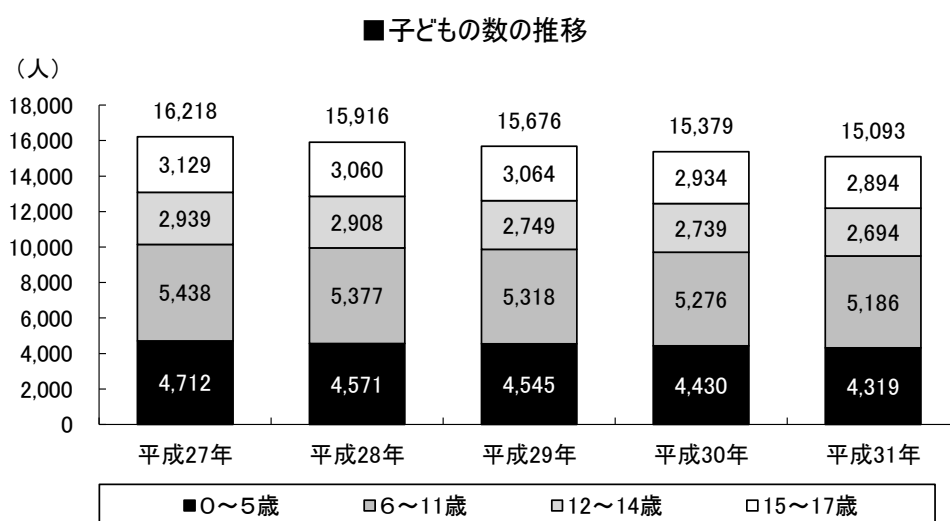
また、20 代、30 代でみられる M 字カーブについても、全国、福井県よりゆるやかになっています。



資料:国勢調査(平成 27 年)

(6) 子どもの数の状況

18 歳未満の子どもの人口は年々減少傾向となっています。平成 29 年は 15～17 歳がほぼ横ばいで推移しており、全体の減少人数は 240 人とどまっているものの、それ以外の年では毎年 300 人前後の減少が続いています。



資料:住民基本台帳 (各年4月 1 日現在)

（７）認定こども園・幼稚園・保育所（園）及び幼保園の状況

認定こども園においては、公立の利用者数が増加しており、平成 30 年度には 400 人を超えています。幼稚園は、平成 28 年度に公立幼稚園が幼保園に移行し、私立 1 園のみとなっております。保育所（園）及び幼保園では、平成 28 年度以降、定員数、利用者数は減少傾向となっております。利用率をみると、私立園が高い傾向となっております。

■認定こども園の状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
こども園数（園）		1	1	1	3
公立	定員数（人）	130	150	150	320
	利用者数（人）	146	151	159	311
私立	定員数（人）	0	0	0	120
	利用者数（人）	0	0	0	116
合計	定員数（人）	130	150	150	440
	利用者数（人）	146	151	159	427

※認定こども園は、平成 27 年度から開始
資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

■幼稚園の状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園数（園）		7	7	1	1	1
公立	定員数（人）	655	625	0	0	0
	利用者数（人）	192	170	0	0	0
私立	定員数（人）	85	85	85	85	85
	利用者数（人）	39	38	35	39	39
合計	定員数（人）	740	710	85	85	85
	利用者数（人）	231	208	35	39	39

※平成 28 年度より幼稚園（公立）は幼保園に移行
資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

■保育所（園）及び幼保園の状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所（園）・幼保園（園）数		31	31	33	33	30
公立	定員数（人）	1,955	1,965	2,090	1,970	1,790
	利用者数（人）	1,784	1,608	1,714	1,471	1,308
私立	定員数（人）	1,550	1,540	1,690	1,800	1,660
	利用者数（人）	1,570	1,547	1,621	1,748	1,654
合計	定員数（人）	3,505	3,505	3,780	3,770	3,450
	利用者数（人）	3,354	3,155	3,335	3,219	2,962

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

■3歳未満児の利用状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0歳児	公立 (人)	46	37	44	42	31
	私立 (人)	57	41	53	62	52
1歳児	公立 (人)	241	263	231	220	239
	私立 (人)	225	235	232	280	270
2歳児	公立 (人)	358	330	334	281	299
	私立 (人)	262	295	362	317	368
合計	公立 (人)	645	630	609	543	569
	私立 (人)	544	571	647	659	690
総合計 (人)		1,189	1,201	1,256	1,202	1,259

資料:子育て支援課

■障害児保育※・ふれあい保育※の実施状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障害児保育	公立 (人)	14	12	12	9
	私立 (人)	6	9	10	10
ふれあい保育	公立 (人)	30	56	53	46
	私立 (人)	21	22	28	22
合計	公立 (人)	44	68	65	55
	私立 (人)	27	31	38	32
総合計 (人)		71	99	103	87

資料:子育て支援課

※障害児保育……障がいのある子どもの健全な社会性の成長発達を促進するため、保育の必要性がある障がいのある子どもを保育所（園）にて健常児とともに集団保育する。

※ふれあい保育…中軽度の障がいのある子どもの健全な社会性の成長発達を促進するため、保育の必要性がある障がいのある子どもを保育所（園）にて健常児とともに集団保育する。

(8) 小学校の状況

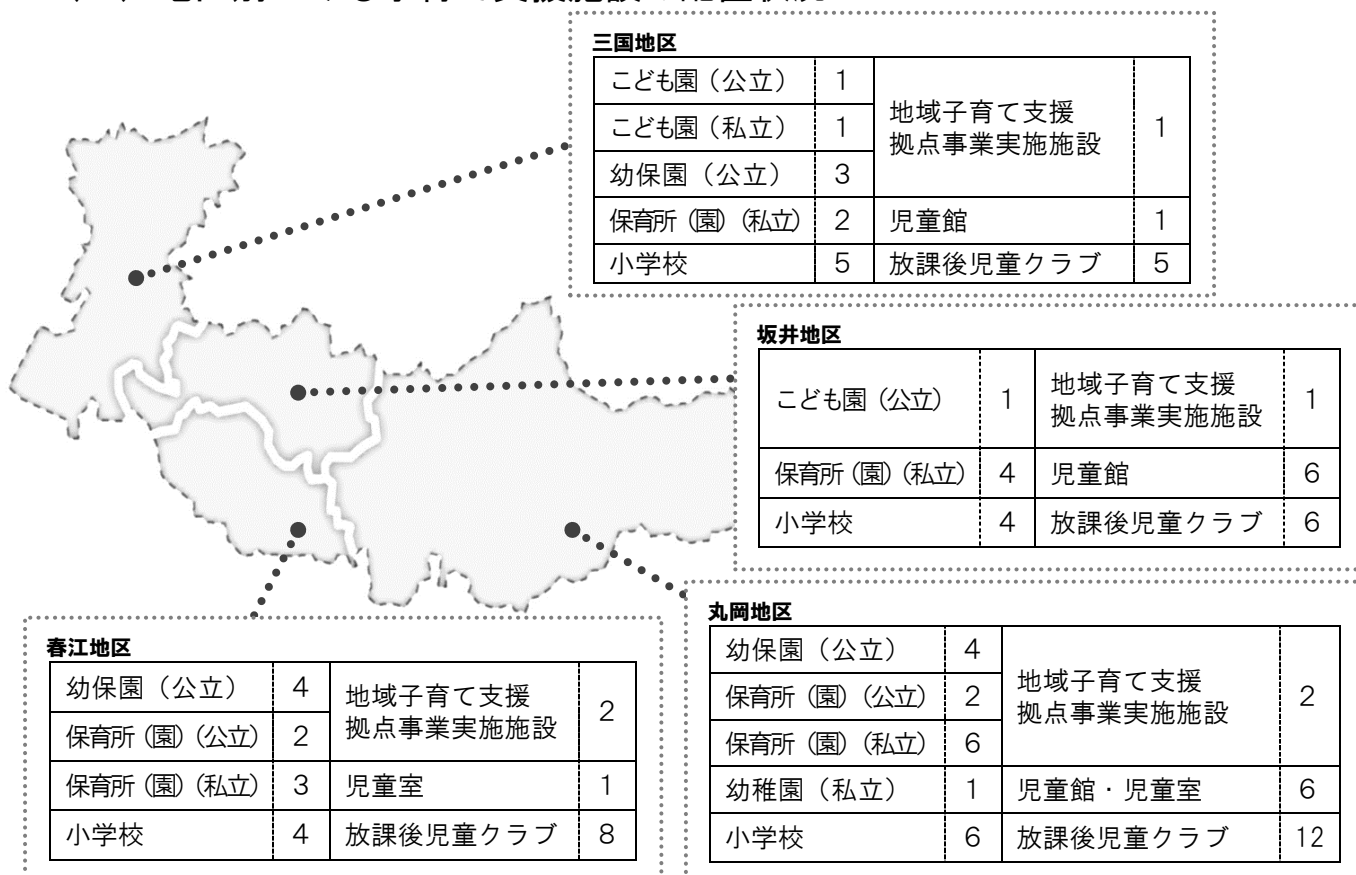
平成 26 年度以降、学校数は 19 校、学級数は 230 前後で推移しています。児童数は平成 27 年度以降、減少傾向となっています。

■小学校の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校数<休校含む> (校)	19	19	19	19	19
学級数 (学級)	228	230	231	231	235
教員数 (人)	370	362	375	390	405
職員数 (人)	54	55	57	56	58
児童数計 (人)	5,377	5,387	5,329	5,277	5,220
1 年生 (人)	910	884	877	819	814
2 年生 (人)	883	910	887	885	822
3 年生 (人)	886	882	916	895	888
4 年生 (人)	887	883	878	916	896
5 年生 (人)	938	890	885	877	921
6 年生 (人)	873	938	886	885	879

資料: 学校教育課(各年5月1日現在) 出典: 福井県学校基本調査

(9) 地区別にみる子育て支援施設の配置状況



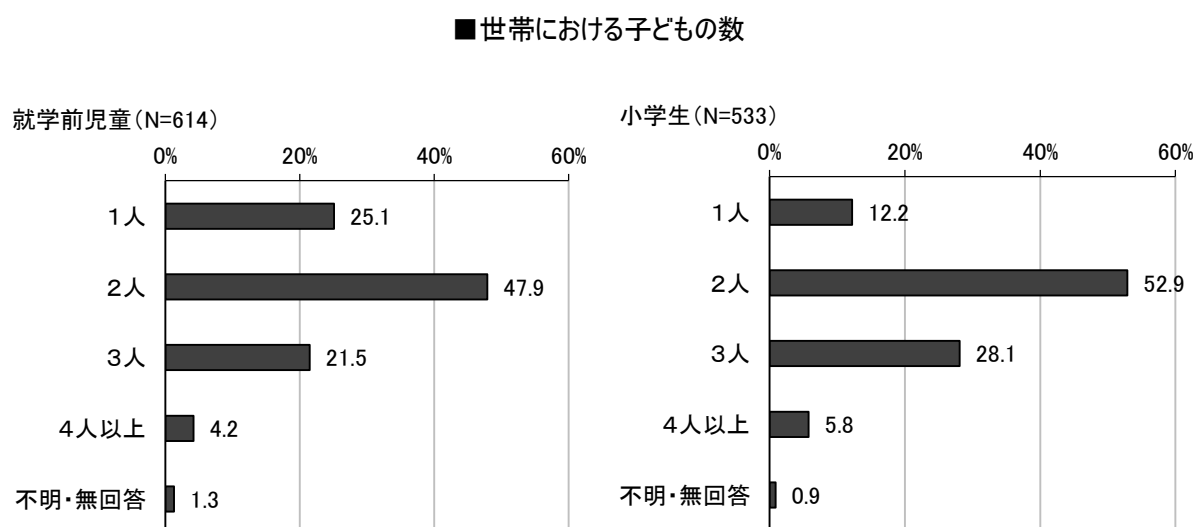
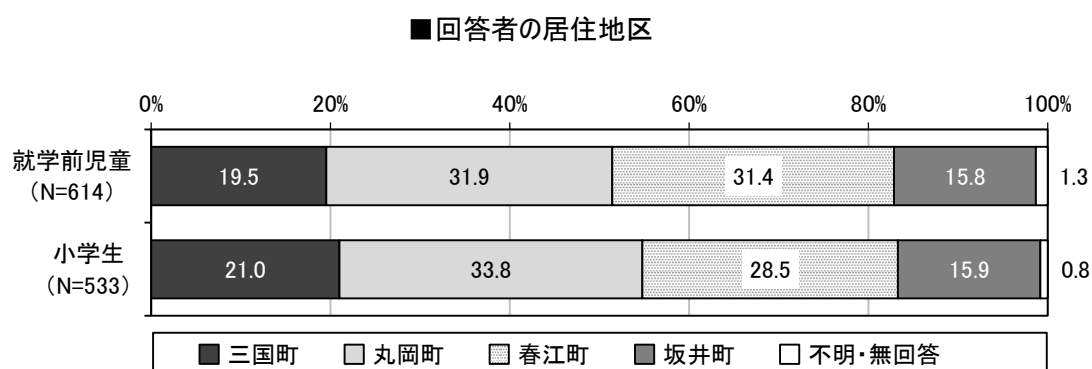
資料: 子育て支援課(令和元年4月1日現在)

2 アンケート調査※の結果概要

(1) 回答者の状況

回答者の居住地区をみると、就学前児童・小学生ともに「丸岡町」が最も多く、次いで「春江町」、「三国町」となっています。

世帯における子どもの人数をみると、就学前児童・小学生ともに「2人」が多くなっています。



※アンケート調査…平成 30 年度に、就学前児童または小学生の子どもをもつ保護者に対して実施。本文、グラフ、表ともにそれぞれ「就学前児童」「小学生」と表記する。実施概要については資料編を参照。

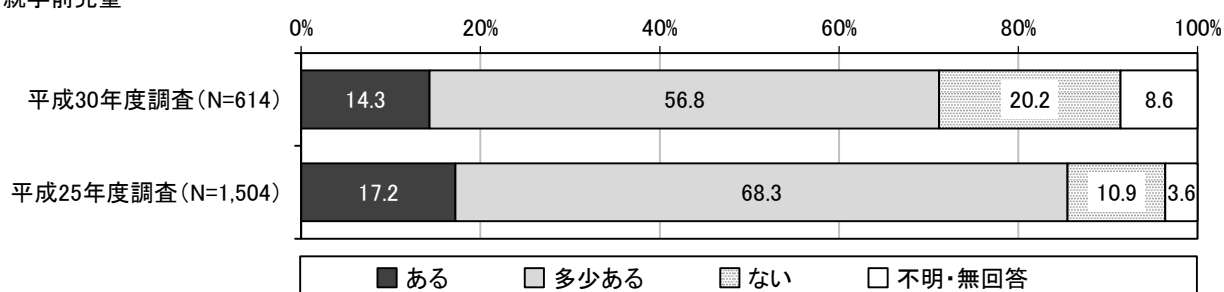
（２）子育ての不安や悩みの有無について

子育ての不安や悩みの有無についてみると、就学前児童では『ある計』（「ある」と「多少ある」の割合の小計）が71.1%となっており、前回調査（85.5%）と比較すると、14.4ポイント減少し「ない」が9.3ポイント増加しています。

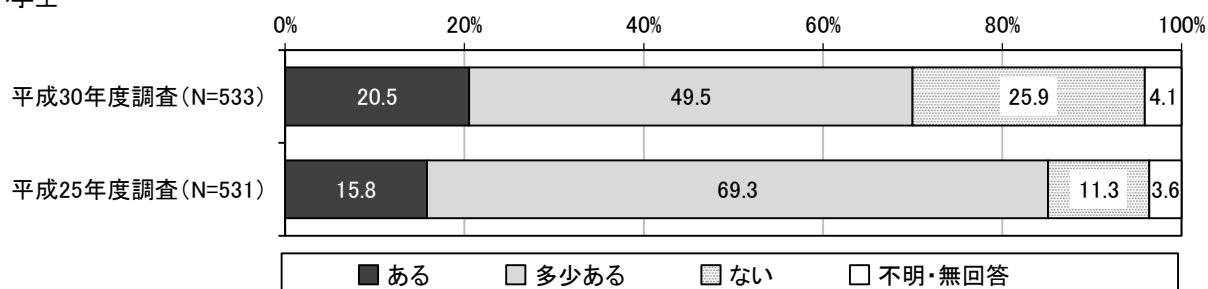
小学生では、『ある計』（「ある」と「多少ある」の割合の小計）が70.0%となっており、前回調査（85.1%）と比較すると、15.1ポイント減少し、「ない」が14.6ポイント増加しています。

■子育ての不安や悩みの有無×経年比較

■就学前児童



■小学生



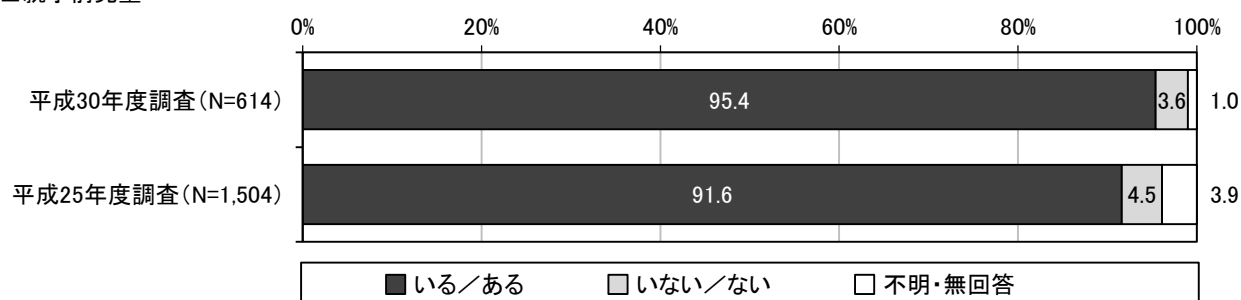
（３）子育てする上での相談相手や相談できる場所の有無について

子育てをする上での相談相手（場所）の有無についてみると、就学前児童、小学生ともに「いる／ある」が９割台となっています。

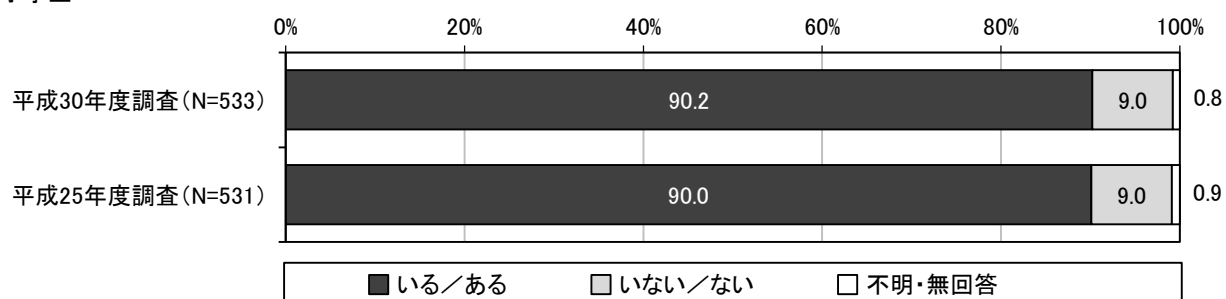
一方、「いない／ない」では、就学前児童が 3.6%に対し、小学生では 9.0%と約 1 割となっており、前回調査においても同じ傾向がみられます。

■子育てする上での相談相手（場所）の有無 × 経年比較

■就学前児童



■小学生

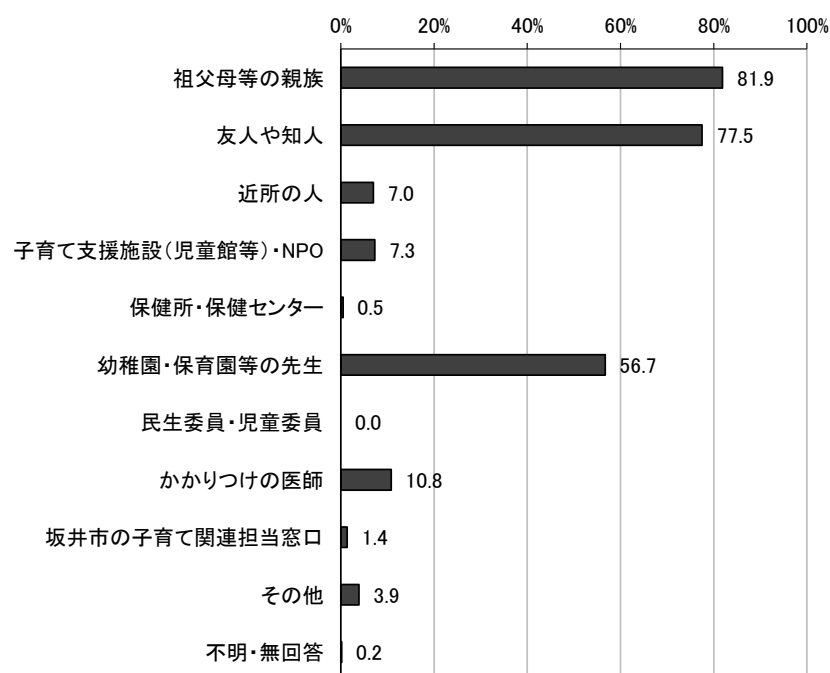


(4) 子育てをする上での相談先

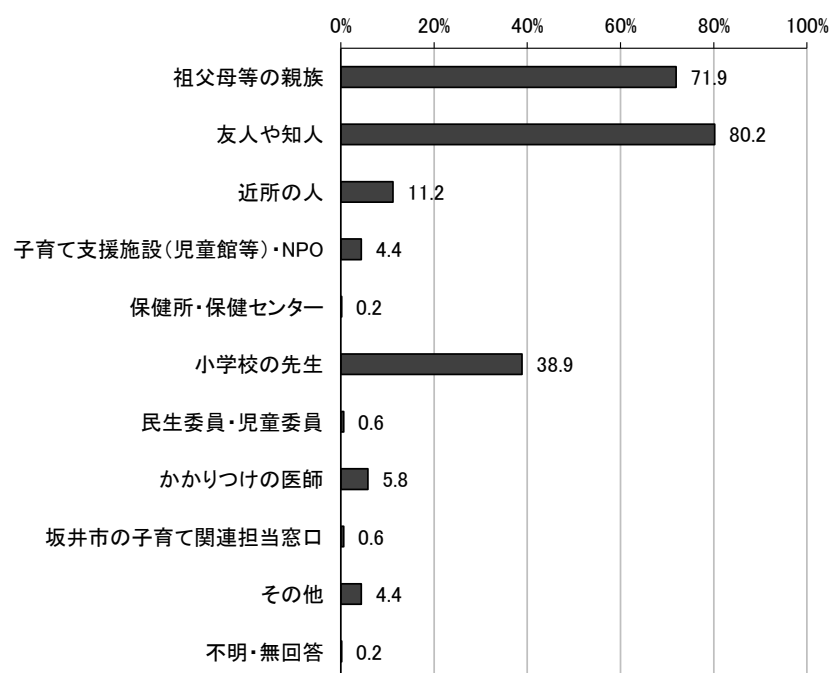
子育てをする上での相談先についてみると、就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」が約7～8割台となっており、次いで「先生（保育園、小学校等）」が約4～6割となっています。その他の項目は、概ね1割以下と低くなっています。

■ 子育てをする上での相談先

就学前児童 (N=586)



小学生 (N=481)

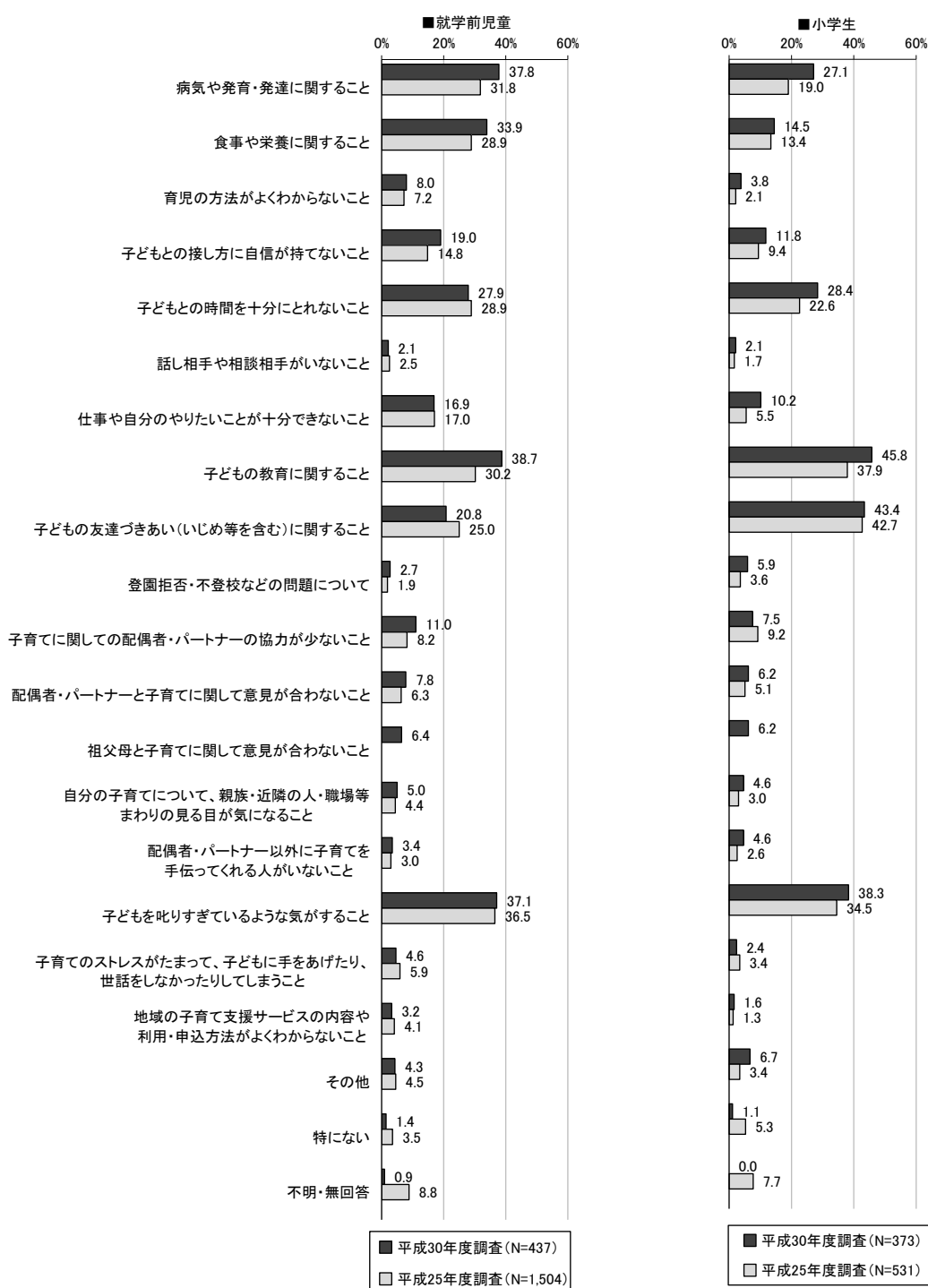


（５）子育ての不安や悩みの内容について

不安や悩みの内容をみると、就学前児童、小学生ともに「子どもの教育に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが上位項目となっており、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」、小学生では「子どもの友達づきあいに関する」といった項目も高くなっています。

就学前児童・小学生ともに、不安や悩みの内容の上位３項目は前回調査と同様の結果になっています。

■子育ての不安や悩みの内容×経年比較

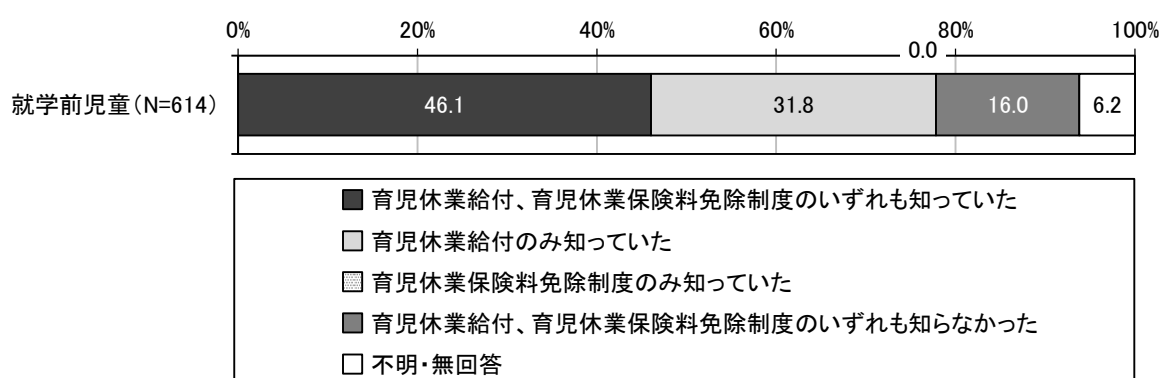


（６）育児休業給付、育児休業保険料免除制度の認知状況（就学前児童）

育児休業給付、育児休業保険料免除制度の認知状況についてみると、「育児休業給付、育児休業保険料免除制度のいずれも知っていた」が４割台半ば、「育児休業のみ知っていた」が約３割となっています。

一方、「育児休業給付、育児休業保険料免除制度のいずれも知らなかった」が１割台半ばとなっています。今後は、認知がなかった層の分析を行い、より効果的な周知啓発の推進が重要となります。

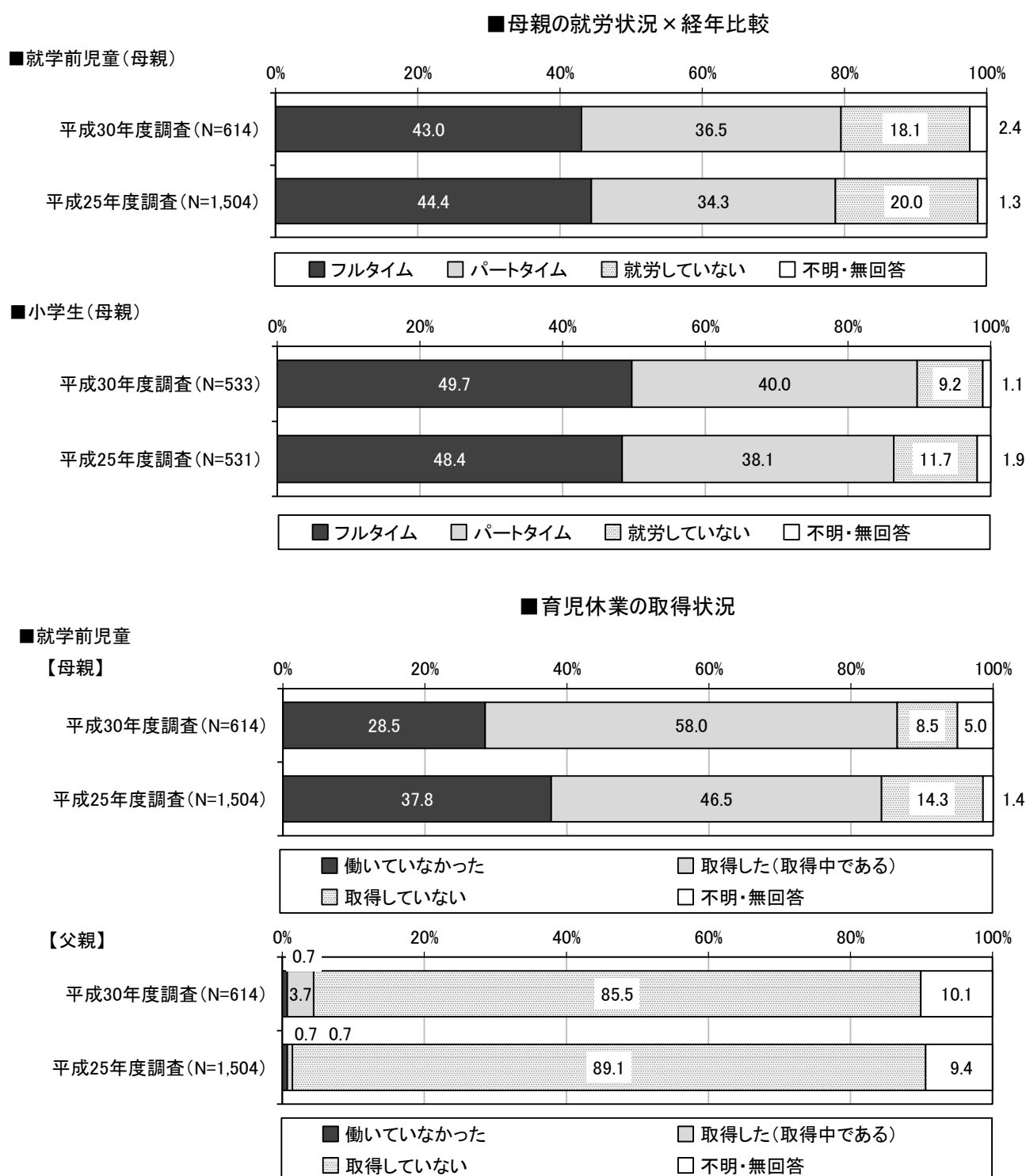
■ 育児休業給付、育児休業保険料免除制度の認知状況



（７）保護者の就労状況・育児休業の取得状況

保護者の就労状況についてみると、就学前児童の母親では約８割、小学生の母親では約９割が就労しており、さらに小学生の母親の半数近くがフルタイムで働いている傾向は前回同様となっています。

就学前児童の保護者の育児休業の取得状況をみると、母親では前回調査（４６．５％）と比較すると、１１．５ポイント増加し約６割の方が取得しています。

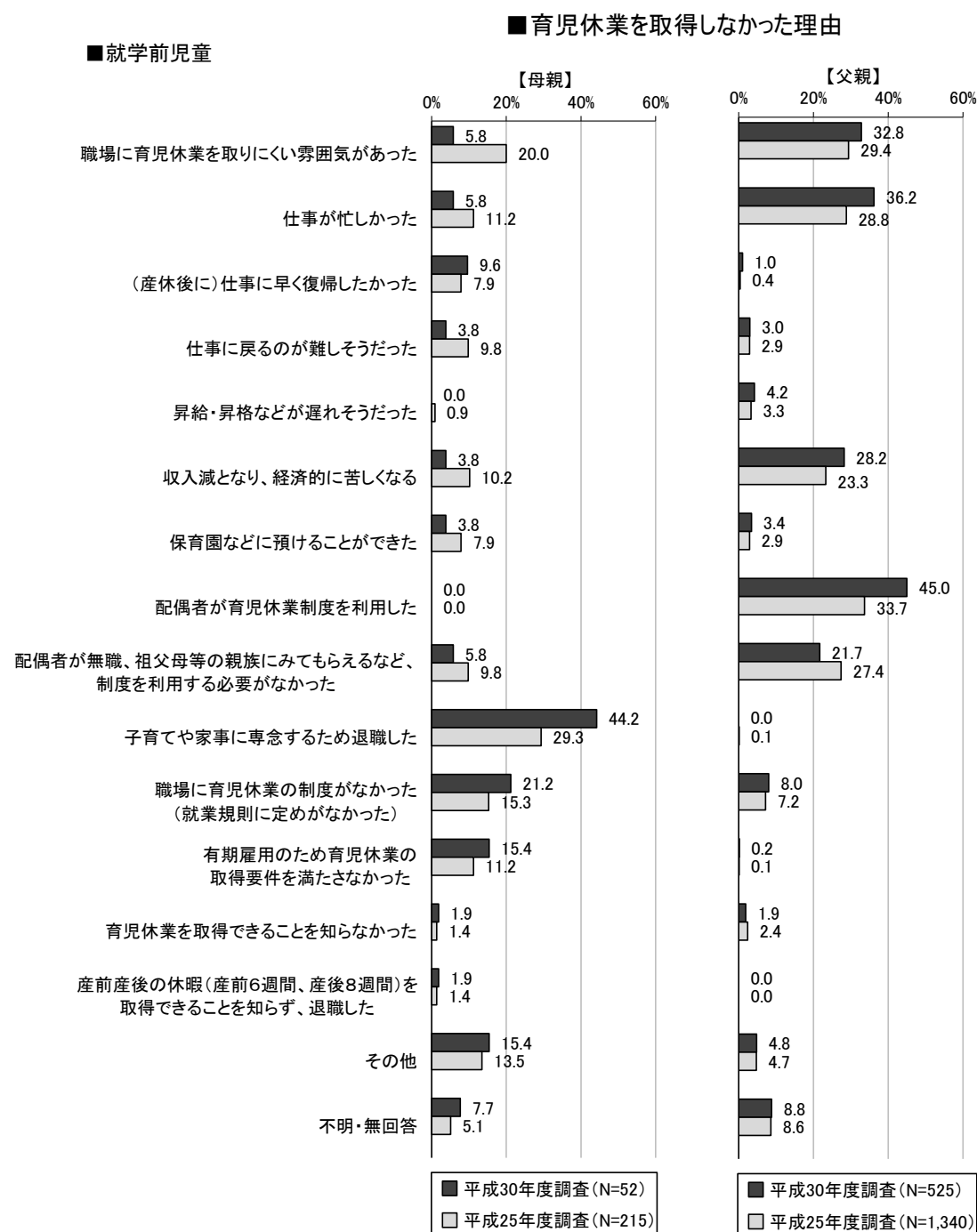


（８）育児休業を取得しなかった理由（就学前児童）

就学前児童の保護者が育児休業を取得しなかった理由についてみると、母親では前回調査同様「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高くなっています。一方、前回調査で２位の「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（20.0％）は、今回調査では 5.8％で、14.2 ポイント減少しています。

また、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が 45.0％と最も高く、前回調査（33.7％）と比較すると、11.3 ポイント増加しています。

母親・父親ともに前回調査と比較すると、育児休業制度が浸透してきていることがうかがえます。



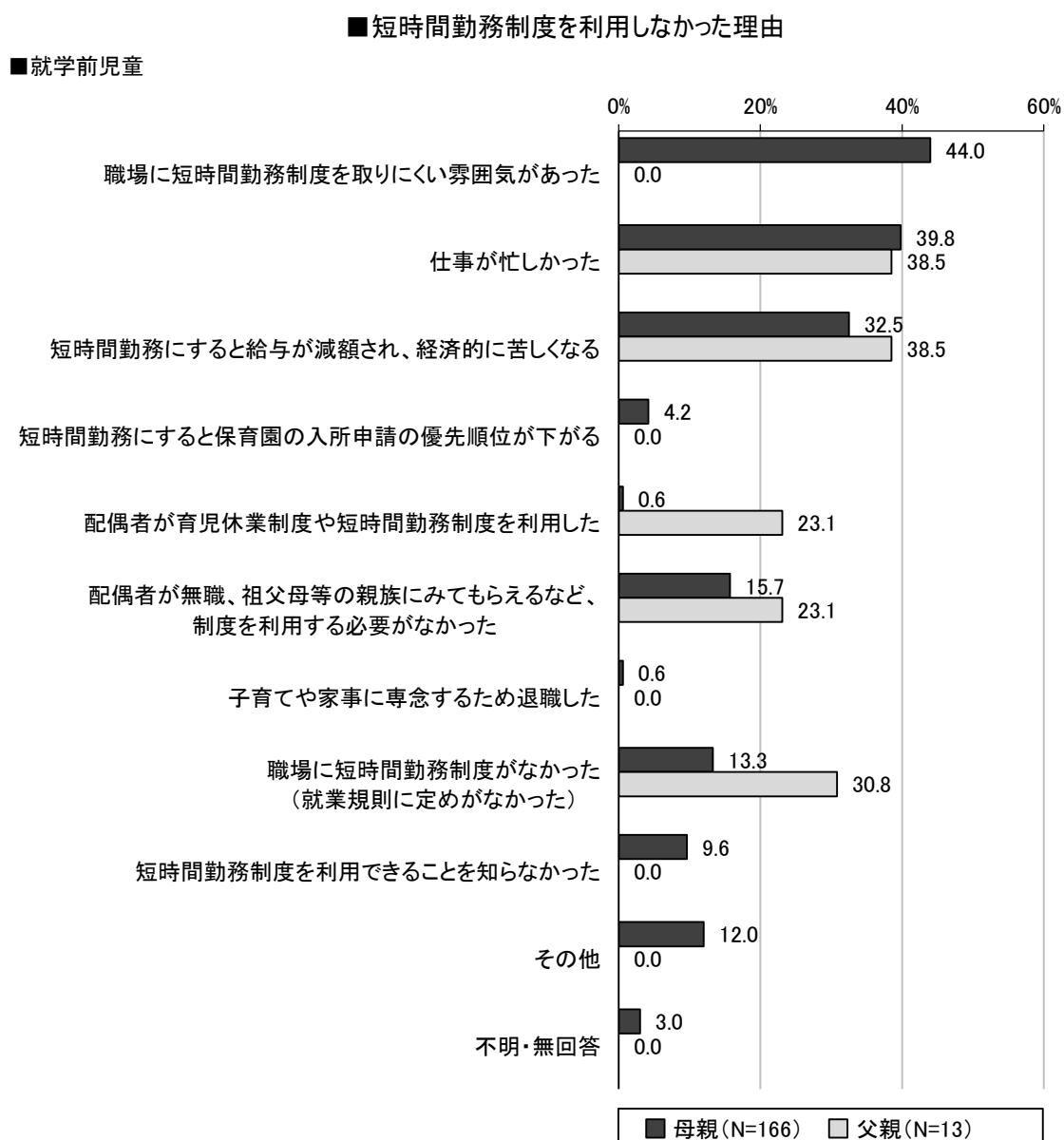
（９）短時間勤務制度を利用しなかった理由（就学前児童）

就学前児童の保護者の短時間勤務制度を利用しなかった理由についてみると、母親では「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が 44.0%と最も高くなっています。

父親では「仕事が忙しかった」「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」がともに 39.8%と最も高くなっています。

母親においては、『育児休業』では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 5.8%であるのに対し、『短時間勤務制度』では「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が 44.0%となっており『育児休業』とのギャップが大きくなっています。

今後は職場における『育児休業』への周知啓発活動は維持しつつ、『短時間勤務制度』に関しては更なる施策が必要になります。

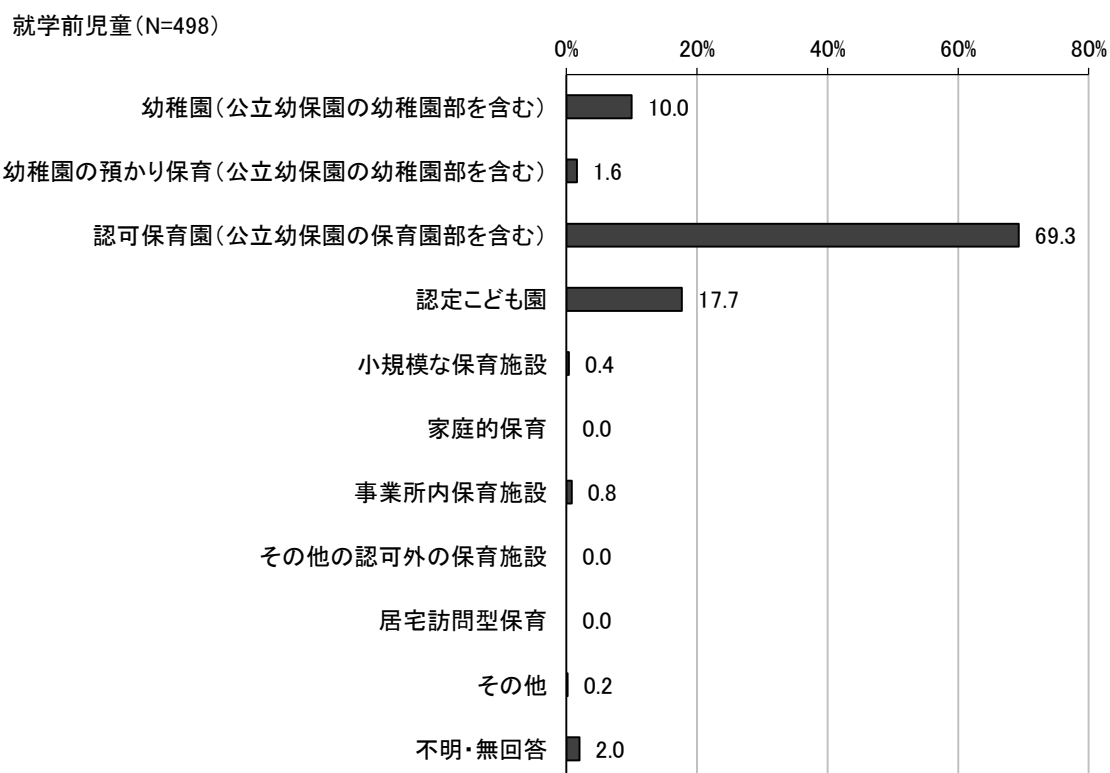


(10) 定期的な教育・保育事業の利用状況・無償化の影響（就学前児童）

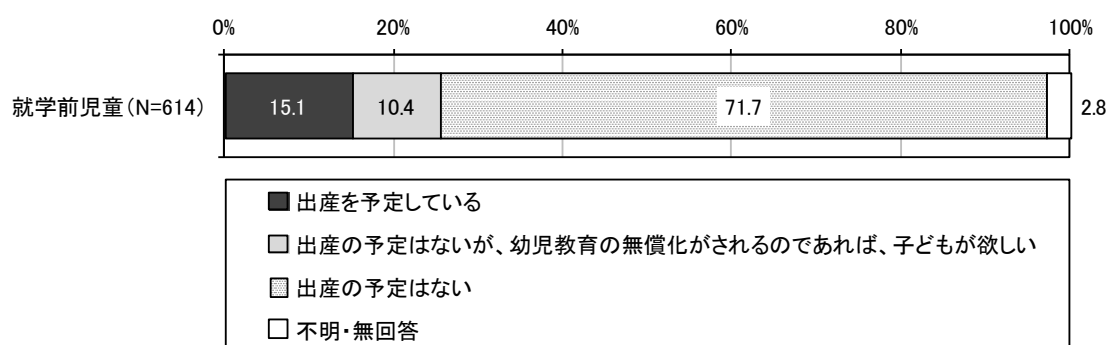
定期的な教育・保育事業の現在の利用状況についてみると、「認可保育園」の回答が最も高く7割近くとなっています。

定期的な教育・保育事業の無償化における、今後の出産予定への影響についてみると、「出産の予定はないが、幼児教育の無償化がされるのであれば、子どもが欲しい」という人が約1割もいることから、無償化においては、より一層周知啓発を進めていくことが大切です。

■現在の利用状況



■今後の出産予定



(11) 定期的な教育・保育事業の満足度（就学前児童）

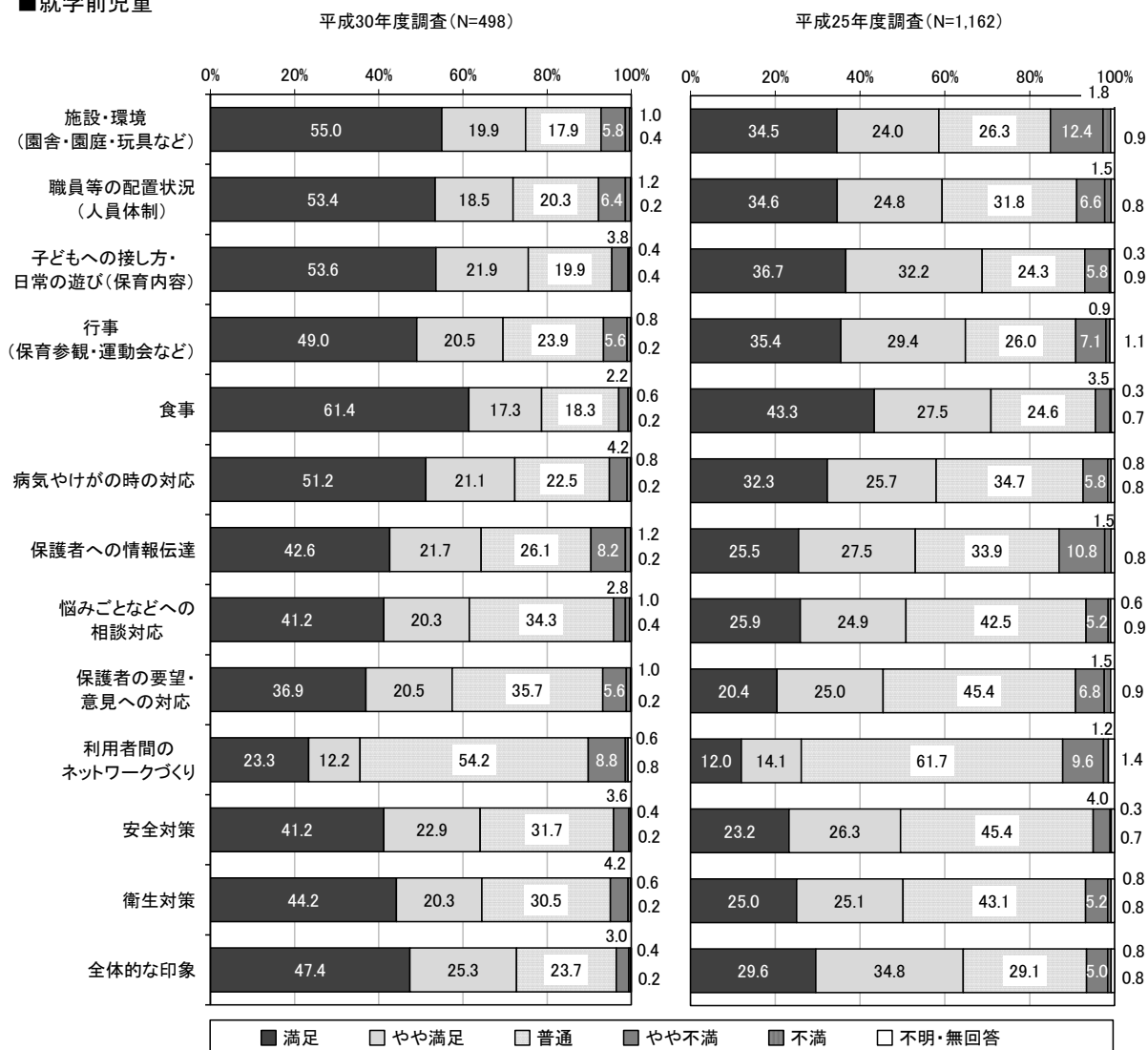
定期的な教育・保育事業に対する『満足計』（「満足」と「やや満足」の割合の小計）についてみると、「食事」、「子どもへの接し方・日常の遊び」、「施設・環境」が高くなっています。

前回調査と比較すると、すべての項目において、『満足計』の増加がみられます。

一方、『不満計』（「不満」と「やや不満」の割合の小計）では、「保護者への情報伝達」、「利用者間のネットワークづくり」がともに9.4%と最も高く、今後は情報インフラに対する取り組みを進めていく必要があります。

■就学前施設に対する満足度×経年比較

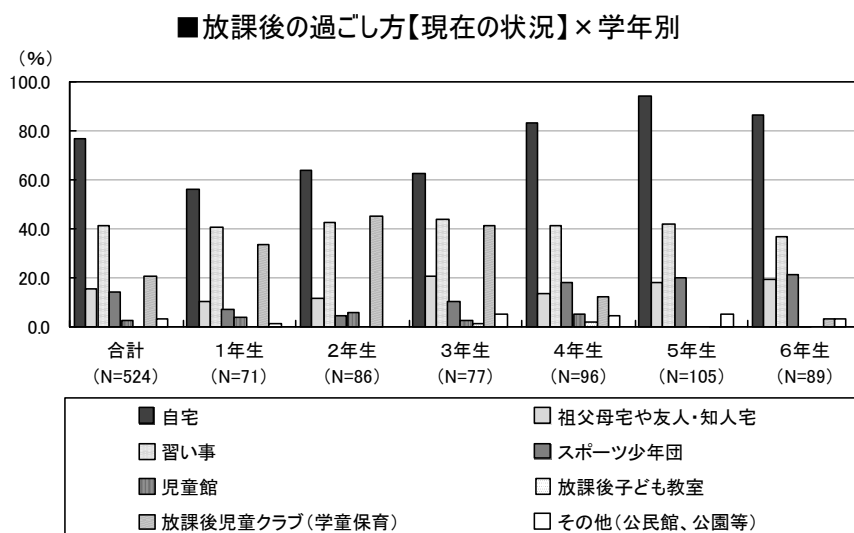
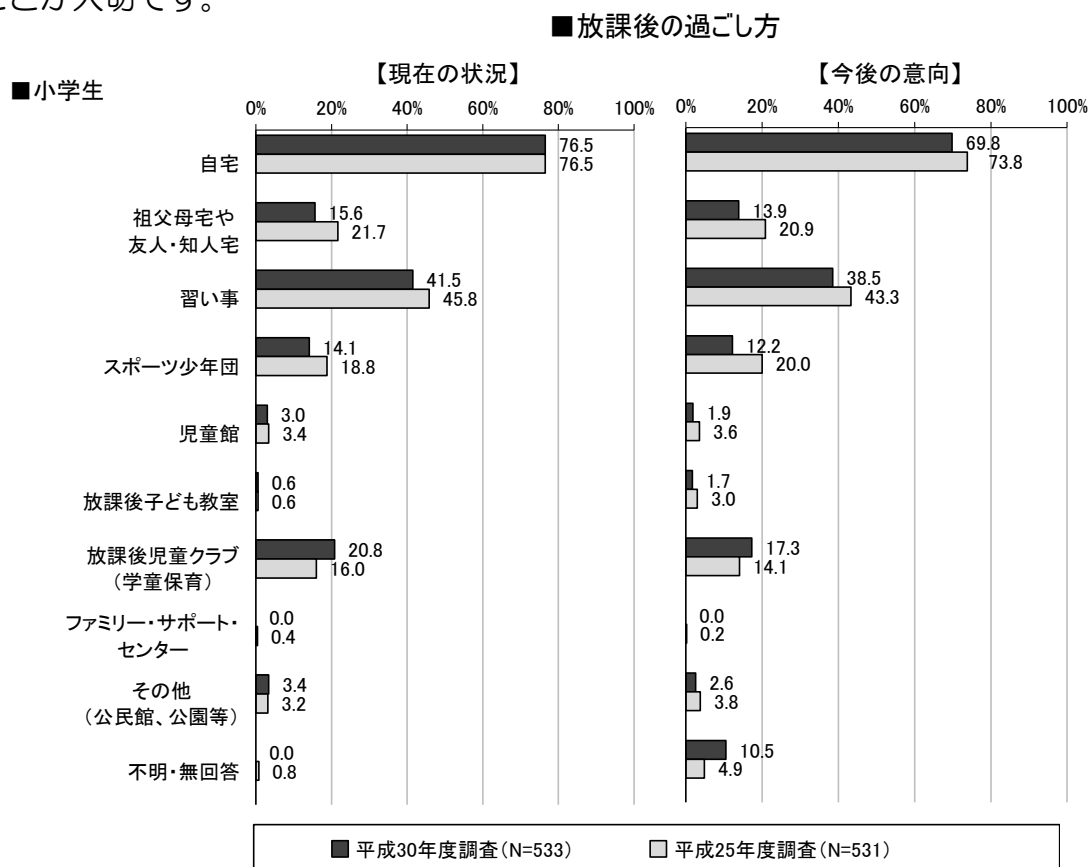
■就学前児童



(12) 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

小学生の放課後の過ごし方についてみると、「放課後児童クラブ」のみ【現在の状況】、【今後の意向】ともに前回調査を上回っています。学年別に「放課後児童クラブ」についてみると、低学年（1年生から3年生）までは3割台から4割台の利用がみられますが、高学年では4年生で約1割、5年生以上では1割以下となっています。

今後は、現状の体制・方向性を継続しながら、高学年に対する施策を拡充していくことが大切です。



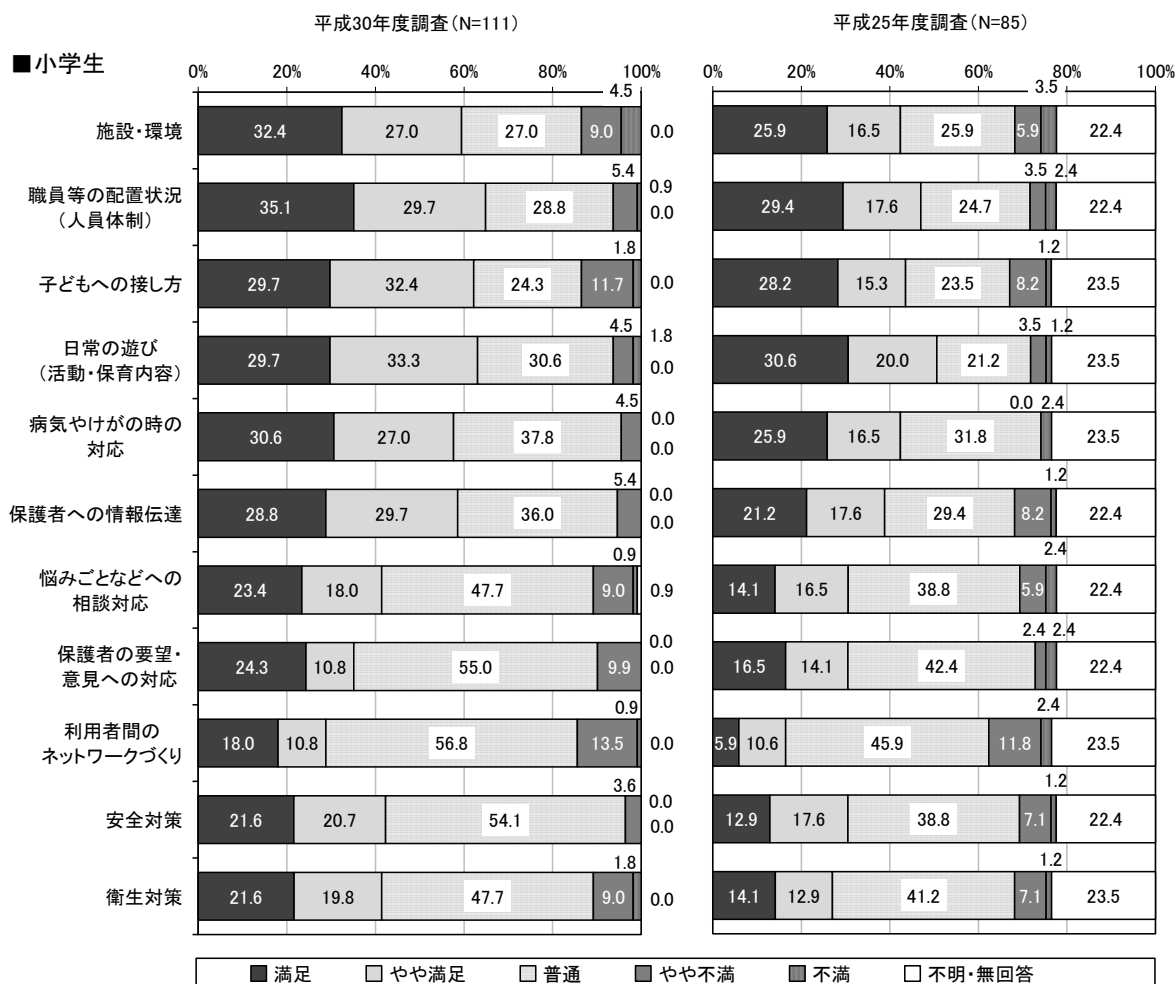
※不明・無回答は除いています。

(13) 放課後児童クラブの満足度（小学生）

放課後児童クラブ利用者のサービスの『満足計』（「満足」と「やや満足」の割合の小計）についてみると、上位3項目は、前回調査同様「職員等の配置状況」、「日常の遊び」、「子どもへの接し方」となっており、中でも「職員等の配置状況」、「子どもへの接し方」といった職員に対する項目は前回調査と比較しても、20ポイント近く伸ばしています。

一方、『不満計』（「不満」と「やや不満」の割合の小計）では、「利用者間のネットワークづくり」、「施設・環境」、「衛生対策」といった仕組みやハード面に対する不満が多くみられることから、今後は仕組みづくりや、ハード面に対する対策を講じていく必要があります。

■現在の放課後児童クラブ利用者の満足度

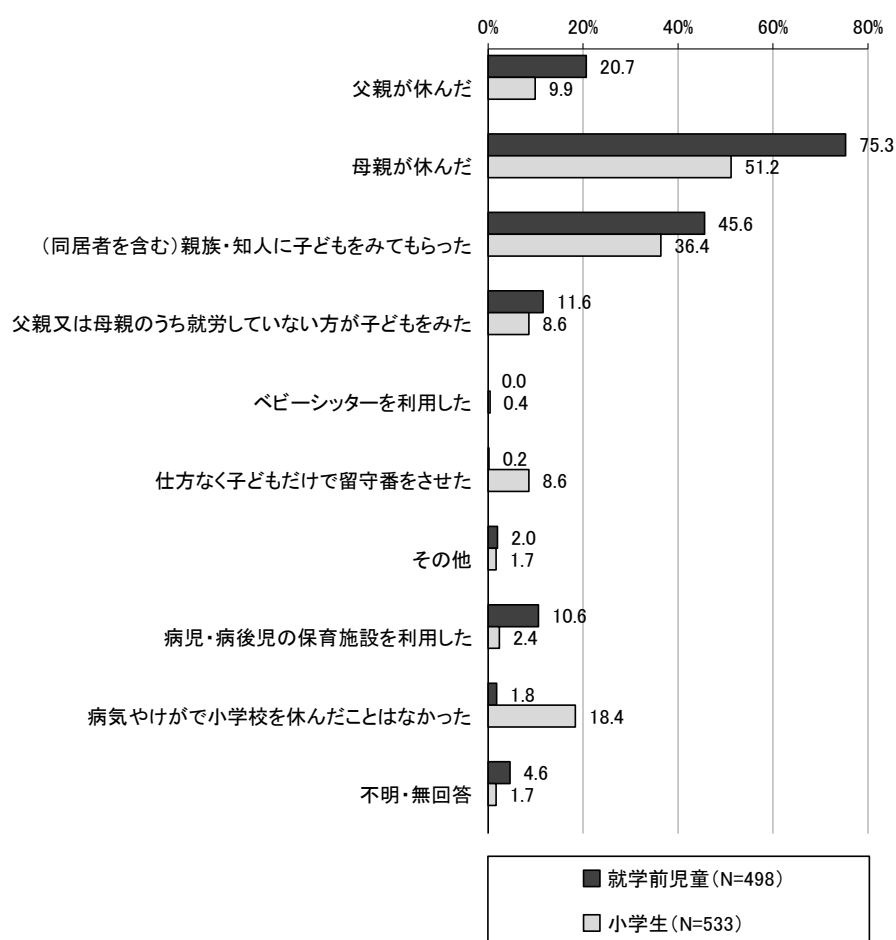


(14) 病児・病後児保育について

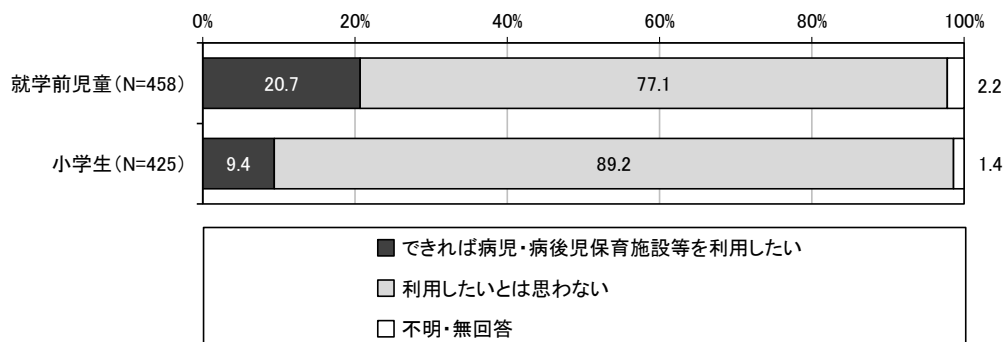
子どもが病気やケガをして、普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応についてみると、就学前児童、小学生ともに「母親が休んだ」が最も高くなっています。

病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったかについてみると、就学前児童では20.7%、小学生では9.4%となっています。

■過去1年間で子どもが病気やケガをした時の対応



■(「父親が休んだ」～「その他」のいずれかを選んだ方) 病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか

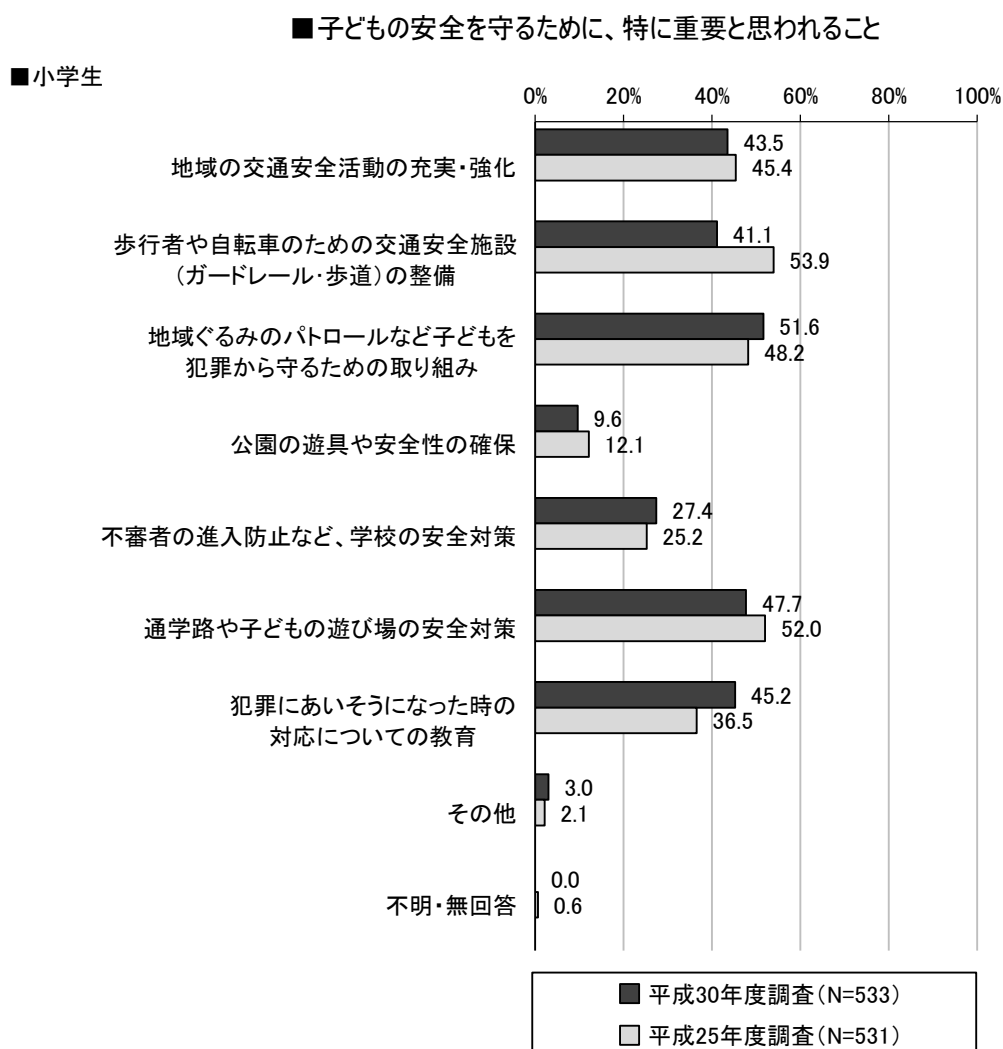


(15) 子どもの安全について（小学生）

子どもの安全を守るために、特に重要と思われることについてみると、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、特に重要と思われることについて「歩行者や自転車のための交通安全施設の整備」、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」などの施設に対する要望が減少していることから、ハード面に対しては一定の評価を得ていることがうかがえます。

一方、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」、「犯罪にあいそうになった時の対応についての教育」などのソフト面に対する要望が増加していることから、ハード面の施策は継続するとともに、ソフト面に対する施策の拡充が求められます。



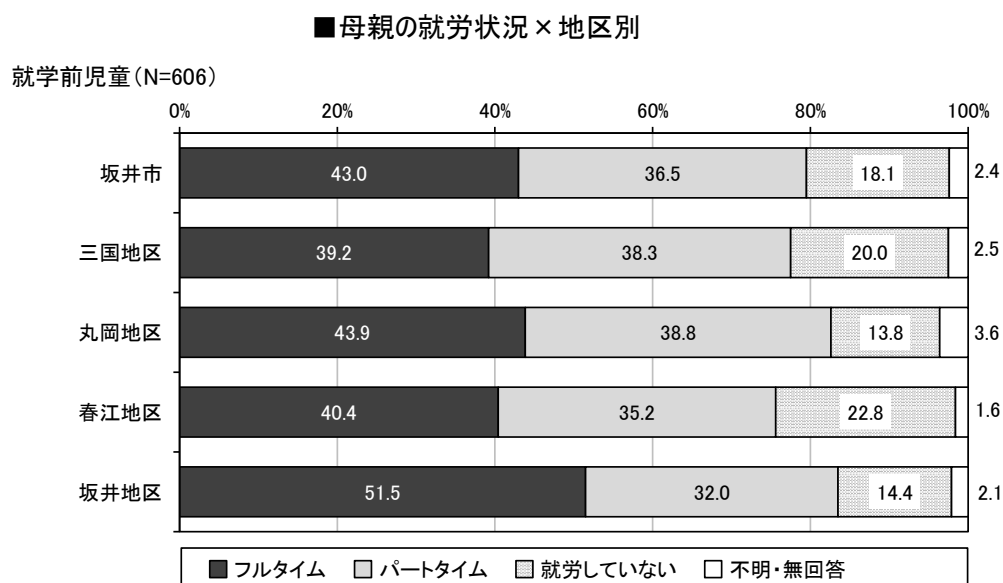
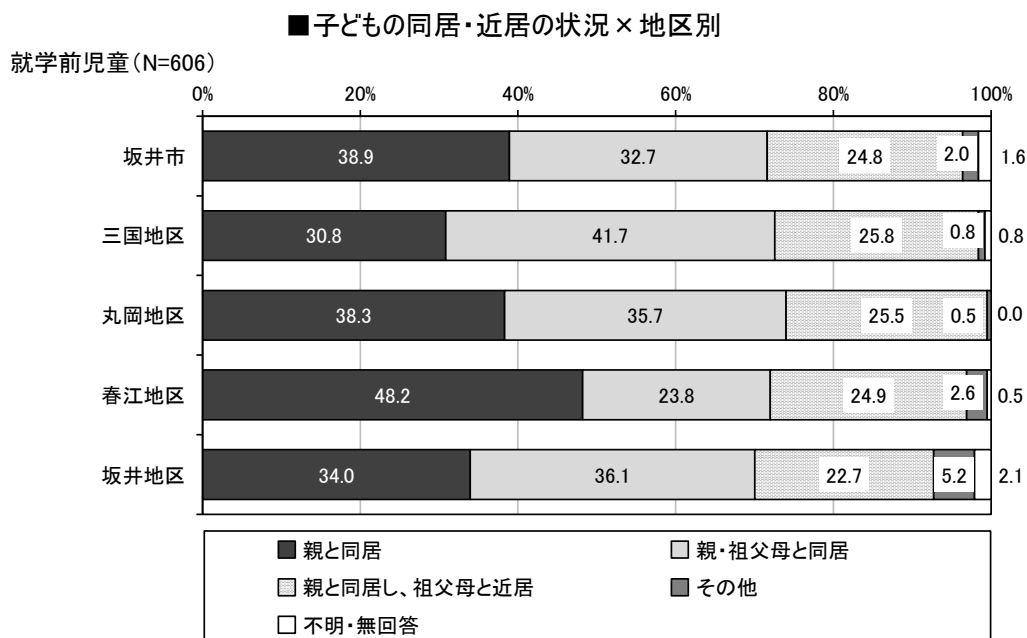
(16) 地区別にみる坂井市の状況（就学前児童）

同居・近居の状況についてみると、「親と同居（核家族）」の割合では〔春江地区〕が5割近くと最も高くなっており、「親・祖父母と同居（3世代の同居）」の割合では〔三国地区〕が4割台で最も高くなっています。

「親と同居し、祖父母と近居」の割合に関しては、概ね2割台半ばとなっており、地区による違いはありません。

また、母親の就労状況をみると、「パートタイム」では概ね3割台と地区による違いはありませんが、「フルタイム」では〔坂井地区〕が5割台と最も高く、他の地区と比べると10ポイント近い差がみられます。

今後は、市全体の傾向を踏まえた上で、地区ごとの現状に沿った施策を講じていくことが必要となります。



3 第1期計画の量の見込みと進捗

第1期計画の量の見込みに対する最新の進捗は以下のとおりです。

① 教育・保育事業

平成27年度には、1号認定、2号認定、3号認定とも実績が見込みを上回っておりますが、平成28年度以降、1号認定においては見込みを下回っています。

単位:実利用人数(人)/年間

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
量の見込み	263	2,030	1,441	3,734	262	2,028	1,419	3,709	262	2,024	1,407	3,693
実績	330	2,194	1,609	4,133	228	2,123	1,554	3,905	181	2,196	1,534	3,911
進捗率	125.5%	108.1%	111.7%	110.7%	87.0%	104.7%	109.5%	105.3%	69.1%	108.5%	109.0%	105.9%

	平成30年度				平成31年度(4月1日現在)			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
量の見込み	191	2,094	1,535	3,820	185	2,084	1,495	3,764
実績	172	2,134	1,569	3,875	164	2,124	1,239	3,527
進捗率	90.1%	101.9%	102.2%	101.4%	88.6%	101.9%	82.9%	93.7%

② 延長保育事業

平成27年度から平成29年度にかけて実利用人数は増加傾向となっており、平成29年度以降の実利用人数は約1,500人で推移しています。

単位:実利用人数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (4月1日現在)
量の見込み	579人	575人	571人	1,308人	1,290人
実績	1,304人	1,432人	1,596人	1,537人	
進捗率	225.2%	249.0%	279.5%	117.5%	

③ 子育て短期支援事業

平成28年度以降わずかですが、延べ利用日数は増加傾向となっています。事業の認知度向上が、延べ利用日数の増加につながっていると考えられます。

単位:延べ利用日数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (4月1日現在)
量の見込み	28人日	27人日	27人日	27人日	27人日
実績	0人日	1人日	6人日	7人日	
進捗率	0.0%	3.7%	22.2%	25.9%	

④ 地域子育て支援拠点事業

平成 27 年度から平成 29 年度にかけて延べ利用回数は減少傾向となっていました。平成 30 年度には増加となっています。少子化傾向が続くなか、施設利用の周知啓発や口コミに加え、講演会の回数を増やすなど積極的な施策が、延べ利用回数の増加につながっています。

単位：延べ利用回数／年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (4 月 1 日現在)
量の見込み	44,556 人回	43,884 人回	43,464 人回	42,816 人回	42,192 人回
実績	50,965 人回	44,827 人回	40,789 人回	44,886 人回	
進捗率	114.4%	102.1%	93.8%	104.8%	

⑤ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

平成 27 年度から平成 29 年度までは、実績は見込みを下回っていましたが、平成 30 年度に大幅に増加し、見込みに対して 900%以上となっています。

単位：延べ利用日数／年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (4 月 1 日現在)
量の見込み	209 人日	208 人日	208 人日	188 人日	186 人日
実績	77 人日	156 人日	109 人日	1,754 人日	
進捗率	36.8%	75.0%	52.4%	933.0%	

⑥ 一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業を含む）

平成 28 年度以降の延べ利用日数は減少傾向となっており、平成 29 年度以降は約 3,300 人日台で推移しています。

単位：延べ利用日数／年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (4 月 1 日現在)
量の見込み	5,286 人日	5,522 人日	5,770 人日	4,825 人日	5,045 人日
実績	3,556 人日	3,679 人日	3,357 人日	3,320 人日	
進捗率	67.3%	66.6%	58.2%	68.8%	

⑦ 病児・病後児保育事業

平成 28 年度から 4 町に施設ができたことにより、利用者の利便性が向上し、延べ利用日数が増加しています。

また、平成 30 年度には市外施設の広域利用を行ったことにより、さらに延べ利用日数は増加し、進捗率は 9 割台となっています。

単位：延べ利用日数／年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (4 月 1 日現在)
量の見込み	2,898 人日	2,870 人日	2,840 人日	2,809 人日	2,774 人日
実績	1,740 人日	2,497 人日	2,227 人日	2,628 人日	
進捗率	60.0%	87.0%	78.4%	93.6%	

⑧ 利用者支援事業

平成 28 年度より、子育て支援課で基本型、健康長寿課で母子保健型の合計 2 か所で実施し、以後 2 か所体制を維持しています。

単位：か所数／年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (4 月 1 日現在)
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所
実績	0 か所	2 か所	2 か所	2 か所	
進捗率	0.0%	200.0%	200.0%	100.0%	

⑨ 放課後児童クラブ事業

平成 28 年度に全ての放課後児童クラブで小学 6 年生までの受け入れができる体制を整えた結果、平成 28 年度以降、合計数では見込みを上回る実利用人数となっています。

単位：実利用人数／年間

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み	1,131 人	485 人	1,616 人	1,122 人	476 人	1,598 人	1,083 人	479 人	1,562 人
実績	1,268 人	192 人	1,460 人	1,367 人	317 人	1,684 人	1,440 人	358 人	1,798 人
進捗率	112.1%	39.6%	90.3%	121.8%	66.6%	105.4%	133.0%	74.7%	115.1%

	平成 30 年度			平成 31 年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み	1,481 人	374 人	1,855 人	1,475 人	371 人	1,846 人
実績	1,503 人	435 人	1,938 人	1,450 人	498 人	1,948 人
進捗率	101.5%	116.3%	104.5%	98.3%	134.2%	105.5%

⑩ 妊婦健診事業

延べ利用回数は減少傾向となっており、見込みに対する実績は7割台で推移していますが、妊娠届出数の減少に伴うものと考えられます。妊娠届出者には全員に妊婦健診の受診券を配布することで、引き続き確実な受診へとつなげています。

単位: 延べ利用回数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (4 月 1 日現在)
量の見込み	10,360 人回	10,332 人回	10,178 人回	9,044 人回	8,890 人回
実績	8,094 人回	8,068 人回	7,473 人回	7,229 人回	
進捗率	78.1%	78.1%	73.4%	79.9%	

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

見込みに対して実績は8割台～9割台で推移しています。出生数の減少に伴い、実際の対象者数が少なくなっていることが原因と考えられます。訪問率についてみると、平成 29 年度、平成 30 年度ともに9割台半ばとなっており、対象の家庭は概ね訪問できています。

単位: 実利用人数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (4 月 1 日現在)
量の見込み	740 人	738 人	727 人	646 人	635 人
実績	655 人	678 人	583 人	581 人	
進捗率	88.5%	91.9%	80.2%	89.9%	

⑫ 養育支援訪問事業

県が運用する連携システムの開始により、早期に対象者の情報が入手できるようになったため、実利用人数が増加していると考えられます。

単位: 実利用人数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (4 月 1 日現在)
量の見込み	23 人	28 人	33 人	40 人	48 人
実績	25 人	34 人	41 人	66 人	
進捗率	108.7%	121.4%	124.2%	165.0%	

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育ての基本理念

坂井市では、まちづくりの中心は「ひと」とであるという基本姿勢のもと、未来を担う子どもたちの夢を育み、すべての人が個性を発揮できるまちの実現をめざしています。

そうした中、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しており、「幼児教育・保育の無償化」、待機児童解消に向けた「子育て安心プラン」、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、放課後児童対策の取り組みをさらに促進させる「新・放課後子ども総合プラン」の推進。さらに、子どもの貧困対策では、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年に改正され、努力義務とされていた市町村における子どもの貧困対策の計画について、子ども・子育て支援事業計画等との一体的な策定が可能になるなど、子ども・子育て支援対策はさらなる充実が求められています。

坂井市においては、第 1 期計画において「笑顔が育てる 笑顔で育つ 未来を担う坂井っ子」を基本理念に掲げ、家庭や地域の人々がいつも笑顔で子どもを育てること、1 人 1 人の子どもが笑顔でのびのびと成長できるまちをめざして、子ども・子育て支援事業を計画的に取り組んできました。

本計画では、これまでに推進してきた第 1 期計画から継承すべき基本的な視点を踏まえつつ、子どもの健やかな成長を支える教育・保育の充実、行政、民間、地域の連携強化等による、笑顔で子育てができる環境づくりを進め、地域全体、まち全体で子ども・子育てを支援することにより、子育て世代だけではなく、将来を担う子どもたちが、自分たちも「この環境の中で子育てしたい」と誇りと愛着をもてるまちの実現をめざします。

笑顔が育てる

笑顔で育つ

未来を担う坂井っ子

2 基本的視点

本計画は、3つの基本的視点に基づき策定しました。

1 子どもが笑顔で育つまち

子どもが健やかに生まれ、笑顔で育つことができる環境づくりを目指して、子どもの成長に合わせた教育・保育サービスの量的確保と質的向上を図ります。

また、子どもとその家族の健康を実現するため、妊娠・出産期からの切れ目のない保健・医療支援を充実します。

さらに、虐待にあった子どもや、障がいのある子どもなど特別な支援を必要とする子どもに対して、サポート環境の充実を図り、多様な子育て支援サービスを推進します。

2 家庭が笑顔で育つまち

核家族化の進行や共働き家庭の増加により、子育て家庭の不安感や孤独感は増加しており、子どもの健全な成長に少なからず影響を与えています。

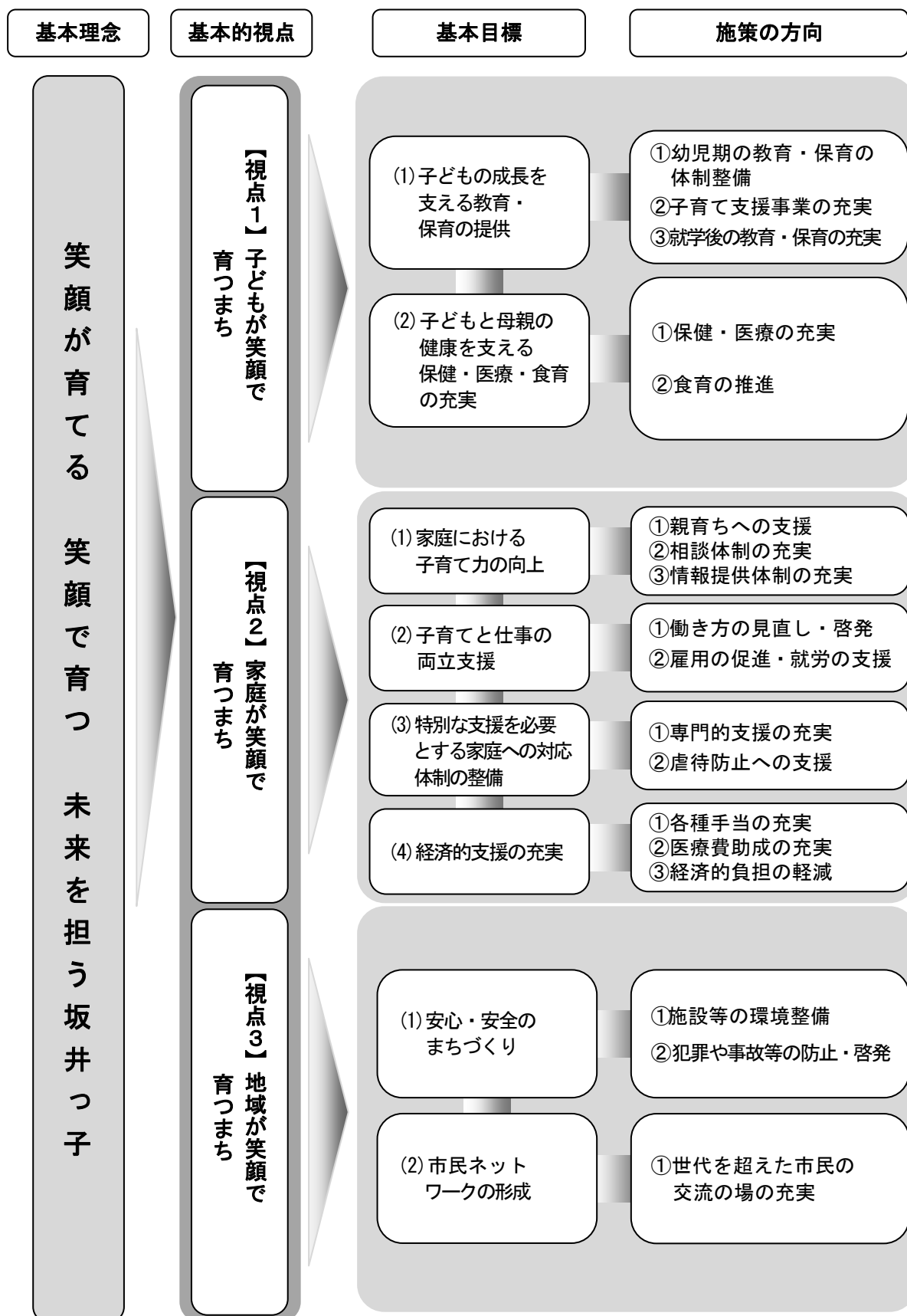
家庭における子育て力の向上には、相談体制の充実や親育ちへの支援が重要であるとともに、子育てと仕事の両立支援など仕事面における支援も必要です。子育て、仕事の両面における支援体制を充実することで、家庭における不安感、孤独感を払拭し、家族全体が協力して笑顔で子育てができる環境づくりを推進します。

3 地域が笑顔で育つまち

子どもが安心して健やかに育つためには、子ども・子育てを地域で支え合う環境づくりが必要です。交通安全や防犯においては、警察や保育園、幼稚園、学校、地域などが連携を強化するとともに、道路環境、公共施設、住環境などの整備を充実し、ソフト面からハード面まで地域全体で取り組んでいくことが重要となります。

また、市民を主体とした、世代間交流・地域間交流を行うことで、子どもや親が地域とのかかわりを持つ機会を創出し、地域全体が子育てに寄与できる環境づくりを推進します。

3 施策の体系



第2部 各論

第4章 基本施策の展開

1 子どもが笑顔で育つまち

現状と課題

近年の核家族化や働き方の多様化など、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、国においては、子ども・子育ての課題に対応すべく平成24年に、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

その後も全国的に少子化が進む中、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策は加速しており、各市町村では、教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上が求められています。

女性の労働力率が高く社会進出がすすんでいる坂井市では、幼児期の教育・保育の体制整備の充実を図り、保育需要に対応した定員数を確保し、量的拡充を進めてきました。

アンケート調査からは、定期的な教育・保育事業における満足度が前回調査より上昇していることから、質の向上についても成果がみられます。

一方、家庭の就労形態の変化により、年々ニーズの高まりをみせている放課後の児童対策に対しては、就学後の教育・保育を拡充し、ニーズに柔軟に対応できる体制整備が必要です。

また、子育て家庭と子どもが健康的に生活するためには、妊娠期からの切れ目ない健康面・医療面の支援が重要です。坂井市では、「子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実」を基本目標に掲げ、妊婦に対する健康診断や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制づくりを進めています。

さらに、子どもが地域とのかかわりのなかで健やかに育つよう、坂井市の豊かな自然に育まれた周辺環境との共生による情操教育を推進し、すべての子どもが笑顔で育つまちを目指します。

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の提供

幼稚園や保育所（園）、認定こども園において、子どもの発達に応じたきめ細やかな教育・保育を提供できる体制整備を進めるとともに、人権を尊重し、思いやりの心や豊かな人間性を育まれるよう教育・保育の質的向上をめざします。

さらに、子育て家庭のおかれた状況や地域の実情を踏まえながら、多様化する保護者のニーズに対応すべく、子育て支援事業や放課後児童対策の充実を図ります。

施策の方向

事業区分	◎	新規事業	○	拡充事業	空白	継続事業
------	---	------	---	------	----	------

評価区分	A	80～100%	B	60～79%	C	20～59%	D	0～19%
------	---	---------	---	--------	---	--------	---	-------

※評価区分：第1期計画で推進してきた事業について、事業担当課が直近（平成30年度）に行った達成度の自己評価。

① 幼児期の教育・保育の体制整備

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
1	保育所（園）等の運営	保護者の就労や疾病などにより、保育が必要な子どもを保護者に代わって保育し、豊かな人間性を育み、健全で調和のとれた子どもを育成するために、保育所（園）の適正な運営と地域型保育事業を支援する。	子育て支援課		A
2	保幼小の連携の推進	保育所（園）、幼稚園、小学校等が連絡を取り合える関係づくりを構築し支援する。各小学校区で作成する保幼小接続カリキュラムを活用して連携・交流を推進する。	学校教育課		B
3	人権教育・保育の推進	子どもの人権を尊重しながら個々の成長を支え、思いやりの心や豊かな人間性が育まれるよう人権教育・保育を推進する。	子育て支援課	◎	

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
4	保育士の確保と質の向上	保育士の業務負担を軽減するために必要なＩＣＴ※システムを導入するとともに、保育士バンクを活用し、保育人材の確保に努める。 また、市保育士研究会等で教育・保育に関する研修を実施することで、保育士の質の向上を図る。	子育て支援課	◎	

※ＩＣＴ……情報（Information）、通信（Communication）、技術（Technology）に関する技術の総称。

コンピュータやネットワークに関連する技術・産業・設備・サービスなどを指す。

② 子育て支援事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
5	乳幼児期における読書活動事業	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、乳児を育む保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を実施する。	図書館		A
6	子どもの読書活動推進事業	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。	図書館		A
7	障害児保育事業の充実	障がいがあってもより良い保育サービスを受けられるよう、内容の充実を図る。	子育て支援課		A
8	保育カウンセラー事業	気がかりな子どもへの専門的な理解を深め、障害児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るため保育カウンセラーを配置し、保育所（園）を巡回して保育士、保護者への支援にあたる。	子育て支援課		A
9	障害児通所支援事業	障がいのある子どもに専門的な施設等において、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練・支援を行う。	子育て支援課		B

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
10	地域子育て支援拠点事業	子どもや子育て中の親などが気軽に集える機会を提供し、子育てに関する相談・援助・情報提供を行う。	子育て支援課		A
11	保育所（園）地域活動事業	保育所（園）において、地域や世代間とのつながりを深めるために幅広い活動を行う。	子育て支援課		A
12	保育所（園）の一般開放	在宅児の親子に遊び場の提供や育児相談を実施する。	子育て支援課		A
13	延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	子育て支援課		A
14	休日保育事業	就業形態の多様化に対応するため、利用者のニーズの動向と保育体制整備を踏まえながら、休日保育の実施について検討を進める。	子育て支援課		D
15	乳児保育事業	保護者の就労条件等から産後8週からの入所を受け入れる。	子育て支援課		A
16	病児・病後児保育事業	保育所（園）に通所する児童等が病気、または病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	子育て支援課		A
17	子育て短期支援事業（ショートステイ）（トワイライトステイ）	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預かる。	子育て支援課		B
18	一時預かり事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所（園）等において一時的に子どもを預かり保育する。	子育て支援課		A
19	すみずみ子育てサポート事業の推進（施設型・派遣型）	保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、就職活動、公的行事参加などで、家庭で一時的に養育できない場合に、一時預かりや家事手伝いなどを行う。	子育て支援課		A
20	ファミリー・サポート・センター事業	ニーズの高まりに応じて、事業形態などの実施方法について検討を進める。	子育て支援課		A

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
21	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親の一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭等により、日常生活で困った時、育児や食事の世話等を行う家庭生活支援員を派遣する。	子育て支援課		A
22	公立保育所民営化事業	市民の多様な保育ニーズに対し、迅速・的確な保育サービスを提供するため、民間の活力を導入する。	子育て支援課		A
23	民間保育園施設整備補助事業	民間保育園が行う対象児童の拡大、保育サービスの充実、環境の整備のために行う施設整備に対して補助する。	子育て支援課		A
24	児童福祉施設老朽化対策整備事業	児童の大切な生命を預かっている保育所（園）等の安全確保を行っていくために、老朽化した建物について、年次計画をたて順次、診断と整備を行う。	子育て支援課		A
25	里親制度の推進	里親制度について広く住民に啓発し里親登録を推進するとともに、里親を支援していく体制を整備する。	子育て支援課		B

③ 就学後の教育・保育の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
26	放課後児童クラブ事業	昼間、保護者のいない小学生を学校等で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導などを行う。	子育て支援課		A
27	放課後子ども教室事業	放課後や週末等に、地域住民の参画を得て、学校・コミュニティセンターなどを利用し子どもの居場所づくりを行う。	生涯学習スポーツ課		A
28	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	国の「新・放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供を拡充する。	子育て支援課 生涯学習スポーツ課		B

番号	事業名	事業内容	担当課	事業 区分	評価 区分
29	特別教育支援事業	心身に障がいのある子どもや気がかりな子どもの教育に関して、個に応じた教育を受けられるよう支援する。	学校教育課		B
30	学級運営支援事業	障がいのある子どもや気がかりな子どもが安全・円滑に学校生活を過ごせるよう、必要に応じ支援員を配置する。	学校教育課		A
31	学校図書館支援事業	学校図書館運営の充実のため、各学校に司書教諭を配置し、児童・生徒の読書活動の推進を図る。	学校教育課		A
32	地域ふれあい交流事業	どろんこ教室等の体験学習を通し、子ども達の交流、地域との交流、学校間の交流を図る。	学校教育課		A
33	わんぱく少年団事業	自然のなかで行われるさまざまな活動を通して、生涯にわたって自然に親しみ、豊かな人生を送るための基礎や手段を学び、健やかな心身を育成する。	生涯学習 スポーツ課		B
34	スポーツ少年団事業	多くの子ども達にスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して健やかな心身を育成する。	生涯学習 スポーツ課		A
35	文化芸術による子どもの育成事業	小中学校において、芸術家の公演等を行うことで、子どもたちの優れた文化芸術の創造に資することを目的とし、文化の担い手となる子どもたちの発想力やコミュニケーション能力等を育成する。	文化課		A
36	人権啓発活動の推進	思いやりの心や豊かな人間性が育まれるよう、あらゆる機会をとらえて、人権に関する講座や啓発活動を行う。	総務課 女性活躍推進室	◎	

（２）子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実

子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する妊娠・出産期からの健康診断や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進に向けた体制のさらなる充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食育も推進し、心身の両面から、子どもと母親の健康づくりを支えます。

① 保健・医療の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
37	母子（親子）健康手帳の交付	母子（親子）健康手帳の交付を行い母子の健康管理に役立てる。また、交付と同時に妊婦相談を実施する。	健康増進課		A
38	母子保健推進員による母子の健康づくり推進	母子の健康増進を図り、健康で明るい家庭づくりを推進する。	健康増進課		B
39	妊婦健診の助成	妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診費用について助成する。	健康増進課		A
40	特定不妊治療費の助成	特定不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	健康増進課		A
41	里帰り出産に対する妊婦乳児健診の助成	里帰り出産に対し、県外医療機関での妊婦健診及び１か月児健診費用の助成を実施する。	健康増進課		A
42	乳幼児健診	総合的な健診を行い、疾病の早期発見及び乳幼児の健全育成や保護者への育児支援を図る。また子どもにとって適切な生活習慣を確立できるよう、知識の普及に努める。	健康増進課		A
43	乳幼児歯科保健事業	保護者に対し、乳歯の頃からの虫歯予防について知識の普及を図る。	健康増進課		A
44	５～６か月育児相談	離乳食の開始時期に合わせて実施し、乳児の成長発達を確認する。また、アンケートを実施し子育てについての不安解消に役立てる。	健康増進課		A

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
45	発達相談 (ひまわり相談)	子どもの言葉遅れや情緒面での発達の不安などに対して小児科医など専門スタッフが個別及び小集団教室において相談を受け、関わり方について助言を行い、必要時は専門機関へつなげる。	健康増進課		A
46	予防接種の充実	感染症の予防及び蔓延を防ぐため予防接種法に基づき実施する。	健康増進課		A
47	任意予防接種の助成	任意予防接種に対して助成することで、接種率を高め、感染症の予防及び蔓延を防ぐ。	健康増進課		A
48	児童生徒 健康管理事業	保育所（園）、幼稚園等や小中学校において、健康観察や健康診断等を通して、児童生徒の健康維持・増進に努める。	子育て支援課 学校教育課		A
49	医療機能の充実	高度な診療や治療に対応できる医療機器の導入及び更新を図る。	三国病院		A
50	緊急医療対策事業	地域内医療機関をはじめとする病院と一般診療所の連携、消防との連絡体制を強化しながら、夜間・休日等の救急時の医療体制を確保する。	三国病院	○	A
51	小児救急医療 支援事業	小児救急医療を担う機関に対し支援を行うことで、小児救急医療体制の充実を図る。	健康増進課		A
52	産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する為に産後の母と子のケアを充実する。	健康増進課	◎	

② 食育の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
53	食育活動事業	給食時間等の指導を通して子どもの健康、心の健全育成を図る。また、子どもがより身近に実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを抱けるよう、地場産物の利用拡大を図る。保育所（園）においては菜園活動を実施し、その収穫や調理を通して食に対する興味を育てる。保護者に対しても食育の大切さを啓発する。	健康増進課 学校教育課 農業振興課 子育て支援課		A

2 家庭が笑顔で育つまち

現状と課題

子どもの成長には、一番近くで支える家庭も、子どもとともに成長することが重要です。そのためには、親育ちの支援や仕事面における支援が重要となります。

近年、核家族化の進行と地域の人間関係の希薄化により、育児の知識や経験を親から子へ、または地域の住民間で伝える機会が減少しています。

そのため、若い親は相談相手がいないまま、子育てに取り組まなければならない、その結果、孤立した親が、育児不安やストレスに悩むケースが増加し、そのような育児不安を背景とした虐待が社会問題となっています。

坂井市においても、核家族世帯数は増加傾向となっており、アンケート結果をみると子育てに不安や悩みがある家庭が一定数存在していることから、子育て家庭に対する相談体制の強化や相談場所の周知啓発など、孤立化させない支援がより一層必要になります。

女性労働力率が高い坂井市においては、育児と仕事を両立している女性が多く、近年母親の育児休業取得割合は高くなってきているものの、父親の育児休業取得割合は依然として低く、認知不足や事業者側の意識の希薄がみられます。今後は、住民・行政・企業などの連携を推進し、制度の周知啓発に努めることで、子育てと仕事の両立が可能な環境づくりを促進します。

また、特別な支援を必要とする家庭への支援体制については、問題の複雑化や支援対応の長期化に対し、関係機関が連携し、早期発見、早期対応に向けた支援体制を構築することにより、すべての子育て家庭が笑顔で育つまちを目指します。

（１）家庭における子育て力の向上

子どもの成長や発達に最も影響を与える「家庭」において、子どもの育ちを支えていくためには、「家庭」における子育て力の向上が大切です。「家庭」の子育て力の向上のため、様々な学習機会や情報提供に努めるとともに、相談体制の充実を図り、親子の育ちを支援します。

① 親育ちへの支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
54	パパママレッスン (両親学級)	妊婦とその家族を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児について学ぶ場や、妊婦同士・父親同士が交流を持つ場とする。	健康増進課		A
55	妊婦・新生児・乳幼児等訪問指導	妊婦・新生児・乳幼児等については早期支援が必要な者などを訪問する。産婦・乳児については生後４か月までに連絡を取り家庭訪問を実施し、対象者の健康管理、子育て支援を行う。	健康増進課		A
56	離乳食相談	乳児期の食の特徴や大切さを伝え、離乳食を進めていくなかで保護者の不安解消ができるよう助言等を行う。	健康増進課		A
57	栄養相談・栄養指導の実施	子どもの成長や将来の生活習慣病予防の観点から、乳児期の栄養指導を保護者も含めて各種保健事業やイベントで実施し、あわせて電話相談も行う。	健康増進課		A
58	心の家庭教育支援事業	各地域において子育ての経験者等で結成した「坂井市家庭教育支援チーム」で、対象校の児童に対する相談会や保護者相談会の開催、子育て情報を掲載した広報紙の発行等を行い、家庭の教育力の向上を図る。	生涯学習 スポーツ課		B

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
59	育児講座の開催	子育て支援センターや各保育所（園）等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、育児不安感を解消するために子育てに関する研修を行う。	子育て支援課		A
60	思春期教室	小中学生を対象に、性教育や命の大切さについて学習する機会とする。	健康増進課		A
61	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児などあらゆる面で男女の共同参加が進むように、幼少期から大人まで出前講座などを通して意識啓発に努める。	女性活躍推進室		B
62	父親の子育て推進事業	父親がより積極的に子育てにかかわるよう、啓発のためのパンフレット・小冊子を配布し、意識の向上を図る。	健康増進課		A
63	坂井市地域子育て世代交流活動事業	地域の親子及び3世代間交流活動を通して、子どもが健やかに育つことを目的とする自主的団体の活動を支援する。	子育て支援課		A
64	子育てサークルへの支援	子育てをする親同士が、お互いに助け合うことができる子育てサークルの活動を多面的に支援する。	子育て支援課		A

② 相談体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
65	ひとり親家庭等に対する自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭が抱えるさまざまな相談に応じるとともに、自立できるための支援を行う。	子育て支援課		A
66	子どもと女性に対する相談事業	家庭相談員と女性相談員を配置して情報を共有しながら、児童虐待やDV被害などの様々な相談に対応する。	子育て支援課		A

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
67	子育てほっとメール&電話相談事業	妊娠・出産・育児の悩みに対する相談に対応する。	健康増進課		A
68	#8000 子ども救急医療電話相談	休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、看護師が電話相談を行う。	健康増進課		A
69	子育て世代包括支援センターの充実	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。	子育て支援課 健康増進課	○	A
70	子ども家庭総合支援拠点の設置	支援拠点に専門職員を配置し、子どもと家庭、妊産婦等を対象に、福祉に関し必要な包括的・継続的な支援を行う。	子育て支援課	○	B

③ 情報提供体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
71	情報発信の推進	I C Tを活用して子育て世帯への情報発信や保護者や関係者との情報交換等を推進する。	子育て支援課 健康増進課		B

(2) 子育てと仕事の両立支援

育児・介護休業制度に関する周知・啓発や情報提供を進めるとともに、産休や育休明けの支援などを通じて、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。

① 働き方の見直し・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
72	育児・介護休業制度の周知啓発	福井労働局・県などが発行する制度周知のためのリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課		B
73	ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と仕事以外の子育てや介護、地域活動などをバランスよく調和させて暮らすことができるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発を行う。また、企業に向けても、父親が育児休業を取得しやすい職場風土作りへの取り組みを推進する。	女性活躍推進室		B

② 雇用の促進・就労の支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
74	職業訓練の周知・紹介	県などが実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課		A
75	男女共同参画に配慮した雇用に関する啓発活動の推進	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課		A
76	求人情報の提供	ハローワークが毎週発行する求人情報を本庁ロビーや支所窓口等に掲示し、情報提供する。	観光産業課		A
77	産休・育休明けの円滑な就労・再就職への支援	妊娠中・育休中から、職場復帰や求職活動の目処がつけられるよう、前年度中に保育所入所手続きを実施する。	子育て支援課		A

番号	事業名	事業内容	担当課	事業 区分	評価 区分
78	就労支援事業 (生活保護受給者等就労自立促進事業)	労働局・ハローワークと坂井市（所管：福祉総合相談室）との協定等に基づく連携を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立促進を図る。	福祉総合相談室 子育て支援課	◎	
79	坂井市 企業キャリア支援事業補助金	坂井市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用し転換した場合や育児休業取得者を原職等に復帰させた事業者に対して支援する。	観光産業課	◎	

(3) 特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備

障がい、疾病、虐待、貧困、ひとり親等、様々な原因により特別な支援を必要としている家庭において、それぞれの家庭状況に応じて、各分野における関係機関が横断的に課題を解決して支援することで、社会的な養護を必要とする子どもたちが安全・安心に育つことができる環境づくりを行います。

① 専門的支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
80	ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付を受給できないひとり親家庭の親が、指定教育訓練を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給する。	子育て支援課		A
81	高等職業訓練促進給付金等支給事業	経済的な自立をめざすひとり親に対して、専門的な資格取得のための修学期間中における生活費を支援する。	子育て支援課		A
82	日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある子どもに対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付や貸与を実施する。	社会福祉課		B
83	補装具費支給事業	身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付や、修理等を行う。	社会福祉課		A
84	特別支援教育就学援助事業	小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を補助する。	学校教育課		A
85	日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	日中、障がいのある子どもを一時的に預かることにより、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を図る。	社会福祉課		A
86	相談支援事業 (地域生活支援事業)	障がいのある子ども、その保護者、介護者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、必要な情報提供の支援を行う。	子育て支援課		A
87	特別支援学校通学事業	坂井市内から特別支援学校に通学する児童生徒に対して通学バスを運行し、就学支援を行う。	社会福祉課		A

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
88	気になる子のフォロー体制の充実	保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校へと切れ目なくつながる、保健・医療・福祉・教育の連携による子どものフォロー体制の構築に努める。	健康増進課 子育て支援課 学校教育課		B
89	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう保健・医療・福祉・教育等の関係機関が地域の課題や対応策について協議の場を設け、連携体制の構築を図る。	社会福祉課 子育て支援課 健康増進課 学校教育課		B
90	子どもの貧困対策	ひとり親家庭の子どもを対象に学習支援事業を実施する。また、子ども食堂や経済的支援制度の情報提供を行い、関係機関との連携を図りつつ、子どもの居場所づくりを支援する。	子育て支援課 福祉総合相談室	◎	
91	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	坂井市における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作りを推進する。 多機関が関わる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。	福祉総合相談室 市民福祉部各課	◎	
92	生活困窮者自立支援事業	生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口と情報とサービスの拠点とするほか、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を実施する。	福祉総合相談室	◎	
93	外国籍の子の保育環境の充実	日本語がほとんど話せない保護者や園児を保育園で受け入れた際、コミュニケーションがとれるよう体制の充実を図る。	子育て支援課	◎	

② 虐待防止への支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
94	民生委員児童員活動	地域の子どもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は学校・保育所（園）・児童館等を訪問や連携を図り、民生委員児童委員と協働して必要な支援を行う。	社会福祉課		B
95	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応が円滑に行えるよう、児童相談所や教育機関・保育所（園）・保健センター・警察等の関係機関が連携し、支援体制の充実を図る。	子育て支援課		A

(4) 経済的支援の充実

子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、児童手当の給付や子ども医療費の助成などを進め、すべての子育て家庭が安心して生活できる環境づくりを推進します。

①各種手当の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
96	児童手当給付事業	中学校3年生までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図る。	子育て支援課		A
97	重症心身障害児（者）福祉手当支給事業	身体障害者手帳2級以上等の在宅の障がいのある子ども（人）の保護者で、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない児童を介護する方に支給する。	社会福祉課		A
98	障害児福祉手当支給事業	身体または知的発達の重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給する。	社会福祉課		A
99	特別児童扶養手当支給事業	身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に国が支給する。	社会福祉課		A
100	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課		A

② 医療費助成の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
101	子ども医療費助成事業	中学校3年生までの児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を助成する。	子育て支援課		A
102	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を支給し、出生時の健康の保持を図る。	子育て支援課		A

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
103	重度障害者（児）医療費助成事業	重度の障がいのある子ども（人）の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を助成する。	社会福祉課		A
104	自立支援医療費支給事業 （育成医療費支給事業）	身体に障がいのあるかまたは現疾患を放置すると将来一定の障がいが残ると認められる子どもに対し、手術などの治療等によりその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、経済的負担を軽減するためその治療に要する費用の一部を助成する。	社会福祉課		A
105	ひとり親家庭等への医療費助成事業	ひとり親家庭等を対象に、健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を助成する。	子育て支援課		A

③ その他経済的負担の軽減

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
106	保育料の負担軽減	保育所（園）に同一世帯から2人以上の乳幼児が入所している場合や入所児童が第3子以降の場合、また低所得の母子世帯等の保育料を軽減する。	子育て支援課		A
107	児童・生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	学校教育課		A
108	子育てすくすく支援商品券支給事業	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	子育て支援課		A
109	交通災害等遺児就学支度金支給事業	小・中学校及び高等学校等に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して申請に基づき支給する。	子育て支援課		A
110	交通遺児救援金支給事業	生計を一にしていた父、母または未成年後見人を交通災害で失った、義務教育就学中の児童または生徒に救援金を支給する。	子育て支援課		A

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
111	ひとり親・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行う。	子育て支援課		A
112	ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	子育て支援課	◎	
113	給食材料費補助事業	私立の保育園、認定こども園、未移行幼稚園及び国立大学法人附属幼稚園に在園する満 3 歳以上の児童の給食費を補助する。	子育て支援課	◎	

3 地域が笑顔で育つまち

現状と課題

近年、子どもが犯罪や事故に巻き込まれる事件・事故は後を絶ちません。特に、登下校中の事件や交通事故などが問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっています。子どもが安心して健やかに育つためには、子どもにとって安心・安全となる地域や生活環境をつくる必要があります。

坂井市においては、子どもが地域で安心・安全に生活ができる環境構築を目標に、公共施設や公園、道路環境などの整備を推進するとともに、交通安全教育や見守り体制、防犯対策など、様々な面から対策を行い、地域全体で交通安全・防犯に配慮してきました。

アンケート結果からは、交通安全や防犯に関する更なる充実が求められていることから、今後はより一層、市民一人ひとりが地域の担い手となるような協働のまちづくりが求められます。

また、地域の相互扶助が希薄化するなか、子育て家庭を地域全体として支えていくために、坂井市では、市民交流の場の提供や市民団体の活動支援などを行い、子どもや親が地域とのかかわりを持つ機会を創出することで、地域全体が子育てに寄与できる環境づくりを進めてきました。

今後は、地域はもとより、行政、専門機関、企業、学校などの社会全体が、子どもや親に寄り添い、支えることができるよう子育て支援体制を充実し、地域が笑顔で育つまちを目指します。

(1) 安心・安全のまちづくり

子どもが地域で安心・安全に生活ができるよう、公園や道路環境、公共施設等のハード面の整備に努めるとともに、見守り体制や防犯対策、交通安全教育等のソフト面への対策を充実し、事故や犯罪防止に向けた取り組みを進めます。

① 施設等の環境整備

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
114	児童館活動事業	現在児童館で実施している放課後児童クラブを閉園となった幼稚園舎へ移動することにより、児童館機能の充実を図る。	子育て支援課		C
115	集会等施設整備への助成	コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	まちづくり推進課		A
116	スポーツ施設の整備	子どもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園などスポーツ施設の整備を計画的に進める。	生涯学習スポーツ課		B
117	公園維持管理	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	都市計画課		B
118	児童小遊園地遊具整備補助事業	児童に健全な遊び場を与えることで体力の増進と情操の高揚を図るため、各行政区の公園の遊具設置に対して補助金を交付する。	子育て支援課		A
119	児童小遊園地遊具設備修繕助成事業	各行政区に設置されている遊具の修繕に対して助成金を交付する。	社会福祉協議会		B
120	危険箇所の点検及び補修	市道の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	建設課		B
121	歩道整備	子どもと一緒に安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化をめざし、歩道の整備を進める。	建設課		B
122	防犯灯設置事業	各行政区が犯罪、非行及び事故等の発生防止のために実施する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付する。	安全対策課		A

② 犯罪や事故等の防止・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
123	交通安全施設整備	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	建設課		B
124	安全安心まちづくり事業	市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりのため、安全に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を行うとともに、安全に関する教育の充実を図る。	安全対策課		C
125	交通安全教室の実施	子ども、児童が被害者となる交通重大事故防止のため、小学校での自転車教室及び保育所（園）・幼稚園・小学校等での交通教室等を実施し、児童・園児およびその保護者の交通安全意識向上を図る。	安全対策課		B
126	交通安全図画ポスターコンクールの実施	交通事故のない安全で安心なまちをめざし、児童の交通事故の防止意識の向上を図るため、市内の小学生を対象に交通安全図画ポスターコンクールを実施する。	安全対策課		B
127	交通指導員の配置	朝や薄暮時の街頭指導・巡回広報パトロールを通じて声掛けを実施することにより、子どもを含めた住民の交通事故防止を図る。	安全対策課		C
128	防犯パトロールの実施	子どもへの声掛け事案などの犯罪を未然に防ぐため、市内の拠点を中心に防犯パトロールを実施する。	安全対策課		C
129	不審者対策	保育所（園）・幼稚園・学校等において防犯訓練を実施し不測の事態に備える。また職員を対象に予防や防護策を学ぶための講習会を開催する。	子育て支援課 学校教育課		A

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
130	愛護センター事業	補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺及び通学路付近の警戒並びに青色回転灯による見守り活動・不審者対策巡回活動などを行い、青少年の健全な育成を図る。また、公共施設等に白いポストを設置し、青少年の健全育成に適切でない図書等を回収・廃棄する。	生涯学習 スポーツ課		B
131	情報モラル教育の実施	小・中学校において、インターネットやスマートフォン等の利用に関して子どもたちがその危険性を理解し正しい利用方法を実践できるよう、警察や関係機関と連携し、授業や講座を実施する。また、ネット依存防止のため、子どもたちがスマートフォン等の利用に関してルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three（スリー）ルール運動」を推進する。	学校教育課		A

(2) 市民ネットワークの形成

地域住民や関係団体等が連携を図り、子育てに関わることができる機会・場づくりを進め、子育てを通じて地域全体が成長できるまちをめざします。

① 世代を超えた市民の交流の場の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	評価区分
132	学校施設の開放	市民の交流活動のために学校施設を開放することで、地域に開かれた学校を目指すとともに、施設の利活用を図る。	教育総務課		A
133	子ども会育成事業	坂井市子ども会育成連絡協議会を事業主体として、子ども会活動を通して子どもの健全育成を図る。	生涯学習 スポーツ課		A
134	社会教育団体育成事業	社会教育団体の自主的で健全な活動を積極的に促進するため、補助金を交付し、社会教育の発展及び市民の自主的な社会教育活動を支援する。	生涯学習 スポーツ課		B
135	青少年健全育成事業	坂井市青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、見守り活動啓発運動や、心の教育講演会を開催する。	生涯学習 スポーツ課		B
136	協働のまちづくり事業への助成	市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、コミュニティセンターを拠点に、地域住民が主体となって“住みよい愛着と誇りの持てる地域づくり”に取り組んでいる「まちづくり協議会」の運営や活動に対し、財政的な支援、情報発信等を行う。	まちづくり 推進課	○	B
137	社会教育・生涯学習事業	実生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を行っていくことで、区域内住民の教養の向上・健康の増進などを図り、生活文化の振興と社会福祉の増進を進める。	生涯学習 スポーツ課 まちづくり 推進課		A

第5章 量の見込み及び確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、設定する必要があります。

坂井市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位など、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

また、「量の見込み」については、平成30年度に実施した、就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、坂井市の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業は、主に子どもたちが平日の昼間に利用する事業です。子ども・子育て支援新制度のもとでは、子どもの年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

以下の認定区分に応じて、利用できる施設や、利用できる時間が決まります。

■認定区分と提供施設

認定区分	対象者	提供施設			
1号認定	3－5歳（教育のみ）		幼保園	認定こども園	
2号認定	3－5歳（保育の必要性あり）	保育所（園）	幼保園	認定こども園	
3号認定	0－2歳（保育の必要性あり）	保育所（園）	幼保園	認定こども園	地域型保育

※坂井市の私立幼稚園（1園）は、新制度に移行していないため、認定を受ける必要はありません。

■教育・保育事業

単位:実利用人数(人)/年間

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性あり)	
			教育	保育	0歳	1,2歳		教育	保育	0歳	1,2歳		教育	保育	0歳	1,2歳
①量の見込み (必要利用定員 総数)		163	147	1,894	340	1,072	161	144	1,864	333	1,062	152	137	1,767	325	1,068
②確保の内容	保育所(園) 幼稚園 幼保園 認定こども園	2,553			294	1,058	2,553			294	1,068	2,553			294	1,068
	地域型 保育事業				6	12				6	12				6	12
②	－①	349			－40	－2	384			－33	18	497			－25	12

		令和5年度					令和6年度				
		1 号 (3-5 歳 教育のみ)	2 号 (3-5 歳)		3 号 (0-2 歳) (保育の必要性 あり)		1 号 (3-5 歳 教育のみ)	2 号 (3-5 歳)		3 号 (0-2 歳) (保育の必要性 あり)	
			教 育	保 育	0 歳	1、2 歳		教 育	保 育	0 歳	1、2 歳
①量の見込み (必要利用定員 総数)		148	134	1,710	318	1,044	146	131	1,689	312	1,021
②確 保 の 内 容	保育所(園) 幼稚園 幼保園 認定こども園	2,553			294	1,068	2,553			294	1,068
	地域型 保育事業				6	12				6	12
③	－①	561			－18	36	587			－12	59

提供体制における方針

教育・保育事業については、平成31年現在、幼稚園が1園（私立1園）、こども園が3園（公立2園、私立1園）、保育園が30園（公立15園、私立15園）の計34園で教育・保育事業を実施しており、待機児童は0人となっています。

今後も提供体制を確保し、高まる保育ニーズに対応できるよう、保育士確保に努めます。

また、定員以上に利用意向が高まった場合には、面積・人員配置などを調整し、弾力的かつ効率的に資源を活用できるよう、必要に応じた整備を柔軟に行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等で保育を実施する事業です。

■延長保育事業（時間外保育事業）

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,403 人	1,382 人	1,341 人	1,305 人	1,283 人
②確保の内容	1,403 人	1,382 人	1,341 人	1,305 人	1,283 人
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

延長保育事業については、坂井市内の公立・私立の全保育所（園）、認定こども園で実施しています。

今後も提供体制を確保し、保護者が安心して子どもを預けることのできる環境づくりに努めます。

② 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期間（原則7日以内）預かるショートステイ事業と、夜間等に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

■子育て短期支援事業

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9 人日	11 人日	13 人日	15 人日	17 人日
②確保の内容	9 人日	11 人日	13 人日	15 人日	17 人日
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

子育て短期支援事業については、3事業者で実施しています。

今後も提供体制を確保し、利用希望者の申請に応じて支援するとともに、事業の周知に努めます。

③ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業

単位：延べ利用回数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	41,367 人回	39,712 人回	38,124 人回	36,599 人回	35,135 人回
②確保の内容	6か所 (41,367 人回)	6か所 (39,712 人回)	6か所 (38,124 人回)	6か所 (36,599 人回)	6か所 (35,135 人回)
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

地域子育て支援拠点事業については、公立3か所・民間3か所の計6か所で実施しています。少子化傾向ではありますが、施設利用の周知や利用者間の口コミなどにより、利用者は増加しています。今後も提供体制を確保するとともに、利用者のニーズに沿った活動計画を進めることで、施設利用者の増加を図り、より多くの保護者が子育て相談のできる環境づくりに努めます。

④ ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

坂井市では、ファミリー・サポート・センター事業に代わる事業として、すみずみ子育てサポート事業実施の1事業所において、ニーズに対応しています。今後、ニーズの動向を注視し、検討・対応していきます。

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業（幼稚園型）

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,679 人日	1,652 人日	1,566 人日	1,517 人日	1,497 人日
②確保の内容	1,679 人日	1,652 人日	1,566 人日	1,517 人日	1,497 人日
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

一時預かり事業（幼稚園型）については、公立 13 園・私立 1 園の計 14 園で実施しています。平成 30 年度より認定こども園化した私立園においては、1 号認定の児童もあり、中には預かり保育を利用する保護者も多く、利用実績が大幅に増加しました。今後も提供体制を確保し、実施します。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,130 人日	3,060 人日	2,990 人日	2,937 人日	2,882 人日
②確保の内容	3,130 人日	3,060 人日	2,990 人日	2,937 人日	2,882 人日
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

一時預かり事業については、公立 5 園・私立 11 園・地域子育て支援拠点 1 施設で実施しており、すみずみ子育てサポート事業として、3 事業所で実施しています。今後も提供体制を確保し、子育て家庭の支援に努めます。

⑥ 病児・病後児保育事業

病氣中または病気の回復期で保育所（園）や幼稚園に通所できない子どもや、保護者に用事があるため看病する方がいない子どもを、診療所等で一時的に保育等を実施する事業です。

■病児・病後児保育事業

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,312 人日	2,260 人日	2,205 人日	2,162 人日	2,116 人日
②確保の内容	2,312 人日	2,260 人日	2,205 人日	2,162 人日	2,116 人日
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

病児・病後児保育事業については、市内5か所に加え、市外施設6か所（福井市、あわら市、勝山市）の広域利用を行うことで、利用者の利便性は向上しています。今後も提供体制を確保するとともに、ホームページなどによる事業周知を図り、施設毎のPR活動を促していきます。

⑦ 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業

単位：か所数/年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②－①		0	0	0	0	0

提供体制における方針

利用者支援事業については、基本型と母子保健型の計2か所で実施しています。今後も提供体制を確保するとともに、子育て世代包括支援センターとして連携を深め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施に努めます。

⑧ 放課後児童クラブ事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■放課後児童クラブ事業

単位：実利用人数/年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学校1年生	551 人	477 人	506 人	489 人	453 人
	小学校2年生	497 人	536 人	465 人	493 人	477 人
	小学校3年生	463 人	446 人	482 人	418 人	443 人
	小学校低学年	1,511 人	1,459 人	1,453 人	1,400 人	1,373 人
	小学校4年生	288 人	287 人	276 人	298 人	258 人
	小学校5年生	123 人	115 人	114 人	110 人	119 人
	小学校6年生	29 人	29 人	27 人	27 人	26 人
	小学校高学年	440 人	431 人	417 人	435 人	403 人
	小学校計	1,951 人	1,890 人	1,870 人	1,835 人	1,776 人
②確保の内容		1,951 人	1,890 人	1,870 人	1,835 人	1,776 人
②－①		0	0	0	0	0

提供体制における方針

放課後児童クラブ事業については、直営25か所、委託6か所の計31か所で実施しています。今後も提供体制を確保するとともに、小学校と協議し利用人数に応じたスペースの確保に努めます。さらに、支援を必要とする児童への対応として、人材の拡充を行うとともに、研修によって知識や技能を身につけられるよう、指導員全体の資質向上に努め、安心して安全なクラブの運営を目指します。また、「新・放課後子ども総合プラン」の推進として、放課後子ども教室との一体的なサービスの提供または連携を進め、総合的な放課後対策に努めます。

「新・放課後子ども総合プラン」

～放課後児童クラブ・放課後子ども教室の整備方針等～

市町村が取り組むべき項目	坂井市の方針
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	現在、市内 31 か所で実施しており、令和 6 年度には 1,776 名を見込んでいます。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和 6 年度に達成されるべき目標事業量	全小行政区での実施を目指しつつも、開設場所の都合で一体型が難しい箇所は連携型も含め、一体的な実施をめざします。
放課後子供教室の令和 6 年度までの実施計画	全小行政区での実施をめざします。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室それぞれに積極的な連携を促進するとともに、地域の事情や参加者のニーズに適応しながら、児童の興味、関心や地域の資源を生かした多様な活動の拡充に努めます。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	小学校の余裕教室の活用については、児童や地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の開放を進めることで対応します。施設のスペース不足など問題を抱えるクラブについては、学校等との協議により安心して安全な居場所の確保に努めます。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会と子育て支援課において、積極的な情報交換・共有を行い対応します。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	研修等に積極的に参加し、様々な場面に対応できるスキルを持った指導員の質の向上に努めます。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	保護者の就労状況などの変化も踏まえ、事業体制を検討します。
各放課後児童クラブにおいて、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割をさらに向上させていくための方策	異年齢児童等での集団活動を行っていく中で、それぞれの個性を尊重しつつも、皆で協力し行動することや、それぞれの発達段階に応じた遊びを体験させるなど、多様な遊びと生活の場を増やします。
各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	送迎などで保護者と日常的な対話等を通して家庭とも連携し、地域の子どもや大人と一緒に活動する機会を設けるなど、地域社会の中での活動の取り組みの周知に努めます。

⑨ 妊婦健診事業

妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的として実施する健康診査です。

■妊婦健診事業

単位：実利用人数（延べ利用回数）/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	569 人 (7,966 人回)	557 人 (7,798 人回)	544 人 (7,616 人回)	533 人 (7,462 人回)	523 人 (7,322 人回)
②確保の内容	569 人 (7,966 人回)	557 人 (7,798 人回)	544 人 (7,616 人回)	533 人 (7,462 人回)	523 人 (7,322 人回)
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

妊娠届出者には、妊婦健診の受診券を配布しています。

今後も全妊婦に対し、安心して妊娠期を過ごせるよう 14 回の妊婦健診の助成を実施し、引き続き確実な受診につながるよう周知徹底します。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的に実施する事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	575 人	563 人	550 人	538 人	528 人
②確保の内容	575 人	563 人	550 人	538 人	528 人
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

乳児家庭全戸訪問事業については、平成 30 年度の訪問率は 90%となっています。今後も提供体制を確保するとともに、未訪問の家庭に対しては、電話での聴き取りや他の母子保健事業等での状況把握に努めます。

⑪養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業及び、関係機関などからの情報収集等により把握した養育困難家庭で、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関する具体的な技術的支援や情報提供を実施し、関係機関と連絡をとりながら、適切な養育の実施を確保することを目的とする事業です。

■養育支援訪問事業

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	81 人	81 人	81 人	81 人	81 人
②確保の内容	81 人	81 人	81 人	81 人	81 人
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

養育支援訪問事業については、平成 30 年度より助産師による養育支援訪問を開始し、早期支援が必要な妊産婦への積極的な訪問が実現したため、訪問数は増加しています。今後も支援対象者の把握を進め養育支援訪問を実施することで、適切な養育の確保、育児不安の軽減に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

単位：支給児童数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
②確保の内容	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

未移行幼稚園に在園する、低所得世帯の保護者に対して、給食副食費（上限あり）を補助します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保健事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを、認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業

単位：対象児童数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
②確保の内容	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

新規参入事業者に対する支援については、利用者ニーズに対して供給量の不足が生じるなど、量的拡大の必要が認められた場合に実施について検討していきます。

認定こども園特別支援教育・保育経費については、今後、認定こども園において特別な支援を必要とする子どもが在籍し、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配した場合において実施します。

第 6 章 推進体制

1 計画の推進に向けて

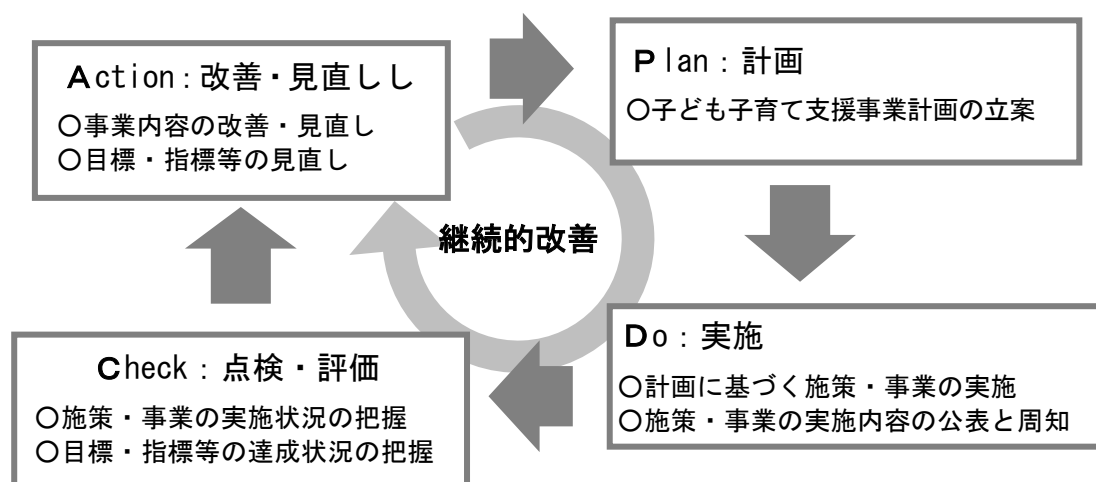
本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、坂井市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援にかかわる、家庭、保育所（園）・幼稚園・学校等や、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、坂井市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）－Do（実施）－Check（点検・評価）－Action（改善・見直し）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



第3部 資料編

1 坂井市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査実施概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、市民の子育てニーズや考え方、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みに資することを目的として実施したものです。

(2) 調査概要

- 調査地域：坂井市全域
- 調査対象者：坂井市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
坂井市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）
- 調査期間：平成31年2月1日（金）～平成31年2月21日（木）
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,000	614	61.4%
小学生	1,000	533	53.3%
合計	2,000	1,147	57.4%

(3) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

坂井市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

発行・編集：福井県坂井市 市民福祉部 子育て支援課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄１－１

TEL: 0776-50-3042 FAX: 0776-68-0324

ホームページアドレス: <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>